

令和7年度

(令和6年度実績)

豊田市の清掃事業 (条例・規則・要綱編)

豊田市環境部

目次

条例・規則・要綱 編	頁
豊田市の環境を守り育てる条例	1
豊田市の環境を守り育てる規則	11
豊田市環境基本条例	17
豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	22
豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則	29
豊田市一般廃棄物処理業許可に関する要綱	40
豊田市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の 縦覧の手続等に関する条例	47
豊田市集団回収に係る回収事業補助金交付要綱	49
豊田市集団回収事業報奨金交付要綱	53
豊田市環境委員設置要綱	56
豊田市粗大ごみ再生事業実施要綱	58
豊田市搬入ごみ等譲渡事業（リユーススポット）実施要綱	61
豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱	64
豊田市生ごみ堆肥化容器貸与事業実施要綱	67
豊田市粗大ごみ等運搬車両貸出事業実施要綱	69
豊田市ごみステーション原材料支給要綱	71
豊田市ふれあい収集実施要綱	74
豊田市指定ごみ袋の認定に関する要綱	78
豊田市指定ごみ袋利用促進事業実施要綱	82
豊田市不法投棄パトロール隊活動支援要綱	85
豊田市不法投棄対策（きれいなまち）連絡会設置要綱	87
豊田市不法投棄等取扱事務処理要領	89
豊田市不法投棄等防止監視カメラの設置及び運用に関する要綱	90
豊田市路上喫煙の防止等に関する条例	93
豊田市路上喫煙の防止等に関する規則	96
豊田市一般廃棄物処理施設条例	98
豊田市一般廃棄物処理施設管理規則	100
豊田市一般廃棄物処理手数料の減免に関する要綱	102
豊田市清掃工場廃棄物処理要綱	106
豊田市清掃工場廃棄物処理事務要領	111
豊田市計量カード貸与要綱	112
家庭系臨時ごみ取扱要領	115
豊田市渡刈クリーンセンター溶融スラグ販売要綱	116
豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理要綱	119
豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理事務要領	124

豊田市緑のリサイクルセンター堆肥及びチップ販売要綱	125
豊田市グリーン・クリーンふじの丘廃棄物処理要綱	130
豊田市し尿処理施設廃棄物処理要綱	134
豊田市一般廃棄物処理施設における身分証明書等の提示を求める基準	137
豊田市一般廃棄物処理施設利用許可の取消し等の基準に関する要綱	139

條例・規則・要綱編

豊田市の環境を守り育てる条例

平成18年3月30日

条例第6号

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 地球温暖化の防止等に関する施策（第3条～第11条）

第3章 自然環境を守り育てるための施策（第12条～第15条）

第4章 生活環境を守るための措置

第1節 空き地の維持管理に関する措置（第16条～第18条）

第2節 空き缶等の散乱防止に関する措置（第19条～第28条）

第5章 公害の防止等に関する施策

第1節 公害の防止に関する施策（第29条～第37条）

第2節 化学物質の適正な管理等に関する措置（第38条～第40条）

第3節 報告、立入検査及び勧告（第41条・第42条）

第6章 環境保全に関する協定（第43条）

第7章 環境学習の促進に関する施策（第44条・第45条）

第8章 雑則（第46条～第49条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、豊田市環境基本条例（平成8年条例第27号。以下「基本条例」という。）の基本理念に基づき、市、事業者及び市民（団体等を含む。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、それぞれの日常生活及び事業活動において環境に配慮した行動を積極的に推進することにより、都市の持続的発展を図るとともに、現在及び将来の市民の健康的な生活の確保に寄与し、もって市の環境を守り育てることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境の保全 公害その他の自然環境及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る支障を防止し、並びに自然環境及び生活環境を良好な状態に保持し、環境への負荷の低減を図ることをいう。

（2）環境への負荷 基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。

（3）自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

（4）自動車排出ガス 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスをいう。

（5）低公害車 自動車排出ガスが発生しない自動車等又はその発生量がより少なく、かつ、低

燃費である自動車等をいう。

(6) 自然環境 日光、大気、水、土壌、動物、植物等の環境の自然的構成要素及び当該要素が複合したものをいう。

(7) 公害 基本条例第2条第2号に規定する公害をいう。

(8) 化学物質 人の健康又は生態系に影響を及ぼすおそれがある元素及びその化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。

第2章 地球温暖化の防止等に関する施策

(市の責務)

第3条 市は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。）、オゾン層の破壊の進行等に関する知識の普及及び啓発、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用の促進その他地球環境保全（基本条例第2条第3号に規定する地球環境保全をいう。）のために必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化の防止等について学識経験を有する専門家等に助言を求めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、日常生活又は事業活動において、地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン等の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となる硫酸化物及び窒素酸化物の大気中への排出の抑制に努めるとともに、資源及びエネルギーの消費を抑制し、及び資源の循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下同じ。）の推進に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、前条第1項に規定する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市の地球温暖化防止等への取組)

第5条 市は、毎年度、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。）の調達の推進を図るための方針を作成するとともに、当該方針に基づき、物品及び役務の調達を実践するものとする。

2 市は、公共施設の整備及び維持管理に当たっては、率先して環境に配慮するものとする。

(事業者の地球温暖化防止等への取組)

第6条 事業者は、事業活動において、次に掲げる事項を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(1) 環境への負荷の少ない物品、燃料等を使用し、及び資源を循環的に利用すること。

(2) 省エネルギー、省資源等を推進するための組織的な取組を行うこと。

(3) 廃棄物の排出を抑制すること。

(4) 新エネルギー（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和55年法律第71号）第2条に規定するエネルギーであって、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等をいう。以下同じ。）を率先して導入すること。

(市民の地球温暖化防止等への取組)

第7条 市民は、日常生活において、次に掲げる事項を推進し、エコライフ（環境への負荷の低減を図る等、環境に配慮した生活を行うことをいう。）の実践に努めなければならない。

（1）省エネルギー等を推進するため、省エネ製品（省エネルギーを図るための製品をいう。）を使用し、及び省エネ行動（省エネルギーを図るための各種行動をいう。）を実践すること。

（2）省資源等を推進するため、無駄使いを防止し、及び資源を循環的に利用すること。

（3）廃棄物の排出抑制等を推進するため、環境にやさしい消費行動を実践すること。

（4）新エネルギーを率先して導入すること。

（自動車等の使用等に係る市の責務）

第8条 市は、市民及び事業者が保有する自動車等の小型自動車（道路運送車両法第3条に規定する小型自動車をいう。）又は低公害車への転換、自動車等の合理的な使用、道路環境の改善その他自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、国、県等の関係機関と連携して、環境にやさしい交通施策を策定し、これを実施するよう努めるものとする。

（自動車等の使用者等の責務）

第9条 自動車等を使用する者は、自動車排出ガス、二酸化炭素、騒音等（以下「自動車排出ガス等」という。）及び燃料消費の低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。

2 自動車等の製造、販売又は整備を業とする者は、市が実施する自動車等から発生する自動車排出ガス等及び燃料消費の低減に関する施策に協力しなければならない。

（低公害車等の購入等の促進）

第10条 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車又は自動車排出ガス等の発生量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

（アイドリング・ストップの促進）

第11条 自動車等を使用する者は、当該自動車等を停車し、又は駐車するときは、樹木等の保護に配慮して停車し、又は駐車するとともに、適時、アイドリング・ストップ（自動車等を停車し、又は駐車したときにおいて、当該自動車の原動機の不必要な稼働をしないことをいう。以下同じ。）を励行するよう努めなければならない。

2 駐車場、自動車ターミナルその他の自動車等が出入りする場所を管理する者は、当該場所に入りする自動車等を使用する者に対し、アイドリング・ストップの実行について周知するよう努めなければならない。

第3章 自然環境を守り育てるための施策

（市等の責務）

第12条 市は、自ら多様な自然環境を適正に守り育てるとともに、市民及び事業者による自然環境を守り育てる活動を促進するため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、国及び県が指定する絶滅のおそれのある野生生物としてレッドデータブックに登載された生物の保全に努めるものとする。

3 市は、自然環境を守り育てるための施策を実施するに当たっては、自然環境について学識経験を有する専門家等に助言を求めるものとする。

4 市民及び事業者は、動植物の生育環境に配慮すること等により、森林、農地、河川等における

多様な自然環境を適正に守り育てるよう努めなければならない。

(都市の自然を守り育てるための市等の責務)

第13条 市は、自ら都市における自然を適正に守り育てるとともに、市民及び事業者による都市の自然を守り育てる活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、日常生活、事業活動等において緑化等に配慮すること等により、自然が適正に守り育てられるよう努めなければならない。

(外来生物に係る措置)

第14条 市は、在来する生物及び生態系への外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条に規定する特定外来生物をいう。)による影響を防止するため、国、県、近隣市町村その他の関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(開発事業等に伴う自然環境への配慮の推進に係る市等の責務)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業(以下「開発事業等」という。)を行う事業者が、当該事業の実施に当たり自然環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 開発事業等を行う事業者は、当該事業の実施に伴う自然環境への影響について適正に配慮するとともに、動植物の生育環境を守るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 生活環境を守るための措置

第1節 空き地の維持管理に関する措置

(空き地の所有者等の責務)

第16条 現に人が使用していない土地(豊田市不良な生活環境を解消するための条例(平成28年条例第2号)第2条第2号に規定する空き地を除く。以下「空き地」という。)の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、当該空き地が、雑草等が繁茂すること等により、ごみ等の不法投棄を誘発し、害虫の発生源となり、又は火災若しくは犯罪発生の遠因その他生活環境に重大な支障がある状態(以下「不良状態」という。)にならないように維持管理しなければならない。

(指導及び助言等)

第17条 市長は、空き地が現に不良状態にあるとき又は不良状態となるおそれがあるときは、当該空き地の所有者等に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、現に不良状態にある空き地の所有者等に対し、当該空き地の不良状態の除去に必要な措置を期限を定めて勧告することができる。

(空き地の活用)

第18条 市長は、空き地のうち公共的に活用することが効率的であるものについては、その所有者等に対して、当該空き地の管理を市に委託するよう要請するものとする。

第2節 空き缶等の散乱防止に関する措置

(空き缶等の散乱行為の禁止)

第19条 何人も、空き缶、空き瓶、ペットボトル、紙くず、たばこの吸い殻等(以下「空き缶等」という。)をみだりに捨てるなどして、散乱させることのないようにしなければならない。

(市の責務)

第20条 市は、地域の実情に即した空き缶等の散乱の防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するため、空き缶等の散乱の防止に関する実施計画を策定するものとする。

(事業者の責務)

第21条 事業者は、その事業活動に伴って生じた空き缶等の散乱の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 容器入りの飲食料を製造し、又は販売する事業者（自動販売機により販売する事業者を含む。以下同じ。）は、空き容器の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行わなければならない。

3 容器入りの飲食料を販売する事業者は、規則で定めるところにより、その販売する場所に空き容器の回収容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、設置する場所の周辺の清掃を行わなければならない。

4 たばこを販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行わなければならない。

(市民等の責務)

第22条 市民、市内に滞在する者及び市内を通過する者は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に收容し、環境の美化に努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(印刷物等の配布者等の責務)

第23条 公共の場所において印刷物等を配布し、又は配布させた者（以下「印刷物等の配布者等」という。）は、その配布した場所の周辺に散乱している印刷物等を回収しなければならない。

2 公共の場所において催しを行った者は、当該催しを行った場所の周辺の清掃を行わなければならない。

(土地占有者等の責務)

第24条 土地を占有し、又は管理する者（以下「土地占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する場所を清潔に保つよう努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(空き缶等散乱防止協定)

第25条 市長は、空き缶等の散乱を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対して、次に掲げる事項について空き缶等散乱防止協定の締結を求めることができる。

(1) 空き缶等の散乱の防止についての啓発に関する事項

(2) 空き缶等の散乱の防止のための清掃に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

(犬、猫等の飼い主の責務)

第26条 犬、猫等の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、当該犬、猫等のふんを放置してはならない。

2 犬、猫等の飼い主は、当該犬、猫等を散歩させるときは、ふんを回収するための容器等を携行

し、当該犬、猫等がふんをしたときは、直ちに回収して持ち帰るとともに、これを適正に処理しなければならない。

(指導及び助言)

第27条 市長は、市民、事業者、公共の場所における印刷物等の配布者等及び土地占有者等が空き缶等の散乱を防止する上で必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第28条 市長は、第21条第3項又は第23条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、適当な措置を講ずるよう勧告することができる。

第5章 公害の防止等に関する施策

第1節 公害の防止に関する施策

(燃料の転換)

第29条 燃料の燃焼によりばい煙(大気汚染防止法第2条第1項及び県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号。以下「県条例」という。)第2条第1項第3号に規定するばい煙をいう。)を発生させる事業者は、環境への負荷がより少ない燃料に転換するよう努めなければならない。

(低公害小型燃焼機器の設置等)

第30条 小規模のボイラーその他の燃焼機器(大気汚染防止法第2条第2項及び県条例第2条第1項第4号に規定するばい煙発生施設を除く。以下「小型燃焼機器」という。)を設置しようとする者は、窒素酸化物の排出量のより少ない小型燃焼機器(以下「低公害小型燃焼機器」という。)を設置するよう努めなければならない。

2 市は、低公害小型燃焼機器に関する情報を収集し、当該情報を提供すること等により、低公害小型燃焼機器の普及の促進に努めるものとする。

(光化学スモッグ対策)

第31条 市は、光化学スモッグ(自動車、工場等から排出される窒素酸化物又は揮発性有機化合物(大気汚染防止法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物をいう。以下同じ。)が、光化学反応によりオゾン等の酸化性物質に変化し、白くもやがかかった状態になることをいう。以下同じ。)による健康被害を防止するために必要な施策を実施するものとする。

2 事業者は、光化学スモッグの発生の原因となる揮発性有機化合物の排出抑制に努めるとともに、市が実施する光化学スモッグによる健康被害を防止するための施策に協力しなければならない。

3 市民は、揮発性有機化合物の使用量がより少ない製品の購入及び使用に努めるとともに、市が実施する光化学スモッグによる健康被害を防止するための施策に協力しなければならない。

(油の流出及び地下浸透の禁止)

第32条 油(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第5項に規定する油をいう。以下同じ。)を取り扱う者は、当該油の適正な使用及び処理に努めるとともに、当該油のみだりに公共用水域(同法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)へ流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

2 油を取り扱う者は、その施設において当該油が公共用水域に流出し、又は地下に浸透していな

いことを定期的に点検しなければならない。

- 3 公共用水域へ油を流出させた者又は地下に油を浸透させた者（水質汚濁防止法第14条の2第1項の特定事業場の設置者及び同条第3項の貯油事業場等の設置者を除く。次項において「油流出者等」という。）は、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油の流出又は浸透を防止し、及び流出又は浸透した油の回収のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 油流出者等は、前項の措置を講じたときは、速やかにその状況等を市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出があった場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、当該油の流出又は浸透の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

（排水規制基準）

第33条 市長は、排水（事業者から当該事業活動に伴って公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。）に含まれる物質のうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものについて、その排出許容限度に関し、排水規制基準を定めるものとする。

- 2 事業者（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する排水水を排出する者を除く。）は、前項の排水規制基準を遵守しなければならない。

（土壌汚染の状況等の公表）

第34条 市長は、事業者から土壌又は地下水の汚染に関する報告があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第2項（同法第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公示及び県条例第42条の規定による公表を行うときを除き、当該土壌又は地下水の特定有害物質（同法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

（開発事業等に係る環境保全対策）

第35条 開発事業等を行う者は、当該開発事業等に伴う汚濁水の流出、騒音、振動、粉じん（工事に伴い発生する砂じん等を含む。）、悪臭及びテレビ受信障害の防止に努めなければならない。

- 2 開発事業等のうちテレビ受信障害のおそれがあるものとして規則で定める事業を行おうとする者は、工事着手前までに、工作物の名称、工作物の所在地その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

（監視、測定等）

第36条 市長は、公害の状況を把握するとともに、公害を防止するための措置等を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備し、これを実施するものとする。

（事業者に対する援助措置）

第37条 市長は、事業者が行う環境の保全のための施設の設置、改善等に必要な資金のあっせん、技術的な助言等の援助措置を講ずることができる。

第2節 化学物質の適正な管理等に関する措置

（化学物質に関する情報収集等）

第38条 市は、化学物質が適正に使用されるよう、化学物質に関する情報の収集及び提供、化学

物質の適正管理に係る啓発等を行うものとする。

- 2 化学物質を使用しようとする者は、当該使用する化学物質の性状、人の健康又は生活環境への影響等の情報を事前に把握するとともに、化学物質の使用、管理等を適正に行うよう努めなければならない。

(化学物質の使用量の削減及び転換)

第39条 化学物質を使用する者は、化学物質が大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透することを抑制するため、化学物質の使用量の削減を図るとともに、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれの少ない物質に転換するよう努めなければならない。

(化学物質に係る事故時の措置)

第40条 化学物質を取り扱う事業者は、その施設において破損その他の事故が発生し、化学物質が当該施設から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに当該化学物質の排出又は浸透の防止のために必要な措置(県条例第70条第1項の規定による措置を除く。)を講じなければならない。

- 2 化学物質を取り扱う事業者は、前項の措置を講じたときは、速やかにその事故の状況及び講じた措置の内容を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、事故の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

第3節 報告、立入検査及び勧告

(報告及び立入検査)

第41条 市長は、公害の防止及び化学物質の適正な管理等に関し、必要な限度において、事業者又は関係人から必要な報告を求め、又はその職員を工場その他の場所に立ち入らせ、必要な検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第42条 市長は、第32条第3項、第33条第2項又は第40条第1項の規定に違反する行為が行われたことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該違反行為を行った者に対し、期限を定めて、当該おそれを除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第6章 環境保全に関する協定

第43条 市長は、この条例に定めるもののほか、環境の保全のために必要があると認めるときは、事業者(工場又は事業場を設置しようとする者を含む。)と環境保全に関する協定を締結することができる。

第7章 環境学習の促進に関する施策

(環境学習等の促進)

第44条 市は、市民及び事業者の自発的な環境学習等を促進するため、環境について学習及び体験をする事業、環境を守り育てるための事業等を企画し、当該事業のための施設及び参加の機会の充実を図るとともに、指導者等の人材育成に努め、環境に関する広報活動を積極的に実施するものとする。

2 事業者は、環境を守り育てる活動を自発的に行うよう努めなければならない。

3 市民は、環境を守り育てるために積極的に環境学習等に取り組むとともに、当該環境学習等を通じて習得した内容を実践するよう努めなければならない。

(市民及び事業者への支援)

第45条 市は、市民及び事業者に対し、環境を守り育てる活動を行うために必要な助言、物品等の支援措置等を講ずるよう努めるものとする。

第8章 雑則

(公表)

第46条 市長は、この条例の規定に違反して人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせた者があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況を公表することができる。

2 市長は、第42条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに違反の事実及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定により違反者の氏名又は名称等を公表しようとするときは、あらかじめ、豊田市行政手続条例（平成9年条例第1号）第3章第3節に規定する弁明の機会の付与の手続の例により、相手方に意見を述べる機会を与えなければならない。

(生活環境に関する苦情の処理等)

第47条 市長は、生活環境に関して、苦情等が発生したときは、その内容を検証し、必要があると認めるときは、当該苦情を処理するための適切な措置を速やかに講ずるものとする。

2 事業者は、その事業活動により周辺的生活環境が損なわれている旨の苦情があったときは、その内容を検証し、当該苦情に対応する必要があるときは、その責任において誠意をもって対応しなければならない。

(表彰)

第48条 市長は、環境を守り育てる活動において、顕著な功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。

(委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(豊田市公害防止条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 豊田市公害防止条例（昭和47年条例第18号）

(2) 豊田市あき地環境保全条例（昭和47年条例第19号）

(3) 豊田市空き缶等ごみ散乱防止条例（平成7年条例第44号）

附 則（平成22年6月30日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第35条の改正規定（「第43条」を「第42条」に改める部分に限る。）は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第84号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊田市の環境を守り育てる条例第40条の規定は、施行日以後に化学物質を取り扱う事業者の施設において発生した破損その他の事故の際に講じる措置について適用し、施行日前に化学物質を取り扱う事業者の施設において発生した破損その他の事故の際に講じる措置については、なお従前の例による。

豊田市の環境を守り育てる規則

平成18年6月30日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市の環境を守り育てる条例（平成18年条例第6号。以下「条例」という。）第21条第3項、第32条第5項、第33条第1項、第34条、第35条第2項、第40条第3項及び第49条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置)

第2条 条例第21条第3項の規定により設置する空き容器の回収容器（以下「回収容器」という。）は、次に掲げるすべての要件を具備するものでなければならない。

(1) 金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(2) 30リットル以上の容積があること。

(3) 販売する容器入りの飲食料の容器の材質に応じ分別回収できるものであること。

2 回収容器は、容器入りの飲食料を販売する場所から5メートル以内で空き容器の回収に支障のない位置に設置しなければならない。ただし、市長が適当と認める位置に設置する場合には、この限りでない。

(油の流出等の状況の公表に係る事項)

第3条 条例第32条第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名（事業者にあつては、当該事業者の名称及び代表者の氏名）、住所（事業者にあつては、事業所の所在地）及び連絡先

(2) 油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させた場所

(3) 公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させた油の種類

(4) その他市長が必要と認める事項

(排水規制基準)

第4条 条例第33条第1項の規則で定めるものは、別表左欄に掲げる物質とする。

2 条例第33条第1項の排水規制基準は、別表に掲げるとおりとする。

(土壌汚染の状況等の公表に係る事項)

第5条 条例第34条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定有害物質により汚染された土地の場所

(2) 調査を実施した年月日

(3) 当該土地の汚染の原因となった特定有害物質の名称

(4) その他市長が必要と認める事項

(テレビ受信障害に係る届出)

第6条 条例第35条第2項の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

(1) 地階を除く階数が4以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。第4項において同じ。）を建築する事業

(2) 前号に掲げるもののほか、高さ12メートル以上の工作物を設置する事業

2 条例第35条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物の設置に係る工事期間
- (2) 工作物の用途
- (3) 工作物の高さ及び階数
- (4) テレビ受信障害が発生した場合の措置
- (5) 連絡責任者の氏名及び連絡先

3 条例第35条第2項の規定による届出は、テレビ受信障害に関する届出書（別記様式）により行うものとする。

4 前項のテレビ受信障害に関する届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 工作物の付近の見取図
- (2) 机上計算によりテレビ受信障害の予測範囲を示した図面（地階を除く階数が10以上の建築物を建築する事業に係るものに限る。）
- (化学物質に係る事故時の公表に関する事項)

第7条 条例第40条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地並びに連絡先
- (2) 化学物質を大気中若しくは公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させた場所
- (3) 大気中若しくは公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させた化学物質の種類
- (4) その他市長が必要と認める事項
- (立入検査の身分証明書)

第8条 条例第41条第2項に規定する身分を示す証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式に規定する立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書とする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（豊田市公害防止規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 豊田市公害防止規則（昭和47年規則第14号）
- (2) 豊田市あき地環境保全規則（昭和47年規則第19号）
- (3) 豊田市空き缶等ごみ散乱防止規則（平成7年規則第50号）

3 次の表の左欄に掲げる人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質につき同表の中欄に掲げる業種に属する事業者から当該事業活動に伴って公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の豊田市の環境を守り育てる条例（平成18年条例第6号）第33条第1項に規定する排水規制基準（以下「排水規制基準」という。）は、別表の規定にかかわらず、令和7年6月30日までの間（下水道業に属する工場又は事業場にあつては、当分の間）は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質	業種	排出許容限度
ほう素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業	1 リットルにつきほう素 4 0 ミリグラム
	下水道業（旅館業に属する事業者から排出される水を受け入れるものに限る。）	
	金属鋳業	1 リットルにつきほう素 1 0 0 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業	1 リットルにつきふっ素 1 2 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	畜産農業（牛房施設）	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0. 4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 3 0 0 ミリグラム
	畜産農業（豚房施設）	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0. 4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 4 0 0 ミリグラム
	ジルコニウム化合物製造業	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0. 4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 3 5 0 ミリグラム
	モリブデン化合物製造業	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0. 4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 1, 3 0 0 ミリグラム
	バナジウム化合物製造業	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0. 4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 1, 6 5 0 ミリグラム
	貴金属製造・再生業	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0. 4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 2, 8 0 0 ミリグラム

4 前項の表の中欄に掲げる業種に属する事業者が同時に他の業種に属する場合において、別表又は同項の表により当該業種につき異なる排出許容限度の排水規制基準が定められているときは、当該事業者に係る排水については、それらの排出許容限度のうち、最大の排出許容限度を適用する。

5 附則第3項の規定の適用については、当該事業者に係る汚水又は廃液を処理する事業者については、当該事業者の属する業種に属するものとみなす。

附 則（平成23年12月28日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規則第93号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月25日規則第47号）

この規則は、平成27年5月25日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年8月1日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則附則第2項第2号の規定は、平成28年7月1日から適用する。

附 則（平成30年1月29日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則（平成31年3月22日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則の規定は、平成30年5月25日から適用する。

附 則（令和元年11月29日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則の規定は、令和元年7月1日から適用する。

附 則（令和元年12月13日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則の規定は、令和元年12月1日から適用する。

附 則（令和2年12月24日規則第138号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市の環境を守り育てる規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年3月25日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市の環境を守り育てる規則の規定に基づいて作成されている帳票等は、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和3年6月30日規則第47号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市の環境を守り育てる規則の規定に基づいて作成されている帳票等は、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和4年9月30日規則第66号)
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の規定は、令和4年7月1日から適用する。
(豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則(平成26年規則第93号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和6年3月29日規則第23号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に排水を排出している事業者(排水を排出する施設の設置の工事をしていない事業者を含む。)の当該排水に含まれる六価クロム化合物に係る排水規制基準は、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則別表の規定にかかわらず、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

排水規制基準

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質	排出許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイトに限る。)	1リットルにつき1ミリグラム

鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0. 1 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0. 2 ミリグラム
ひ素及びその化合物	1 リットルにつきひ素 0. 1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0. 0 0 5 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0. 0 0 3 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0. 2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム
1・2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0. 0 4 ミリグラム
1・1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1・2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0. 4 ミリグラム
1・1・1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1・1・2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0. 0 6 ミリグラム
1・3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0. 0 6 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0. 0 3 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0. 2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0. 1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1 0 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0. 4 を乗じたものの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 1 0 0 ミリグラム
1・4-ジオキサン	1 リットルにつき 0. 5 ミリグラム

備考

- 1 排出許容限度は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号）により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 この表において「検出されないこと。」とは、前項の方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 基本的施策（第7条～第13条）

第3章 総合的推進のための施策（第14条～第18条）

第4章 効果的推進のための施策（第19条～第21条）

第5章 豊田市環境審議会（第22条～第26条）

附則

私たちのまち、豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めてきている。

その結果、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に困難となりつつあり、これまで以上に環境に配慮したまちづくりを積極的に推進していくことが強く求められてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代の市民に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、このことを改めて認識し、市、事業者及び市民のすべてが協働して、環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造していくことにより持続的な発展が可能な社会を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（3）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄

与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全及び創造)

第8条 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における多様な自然環境を適正に保全し、及び創造するため、必要な措置を講じなければならない。

(快適な環境の確保)

第9条 市は、都市の緑化、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第10条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(調査研究等)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第14条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、豊田市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第15条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第16条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第17条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第18条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第19条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第20条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 豊田市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、豊田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (組織)

第24条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 住民(市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者を含む。)
 - (5) その他市長が適当と認める者
- (委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第26条 第22条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の豊田市環境基本条例(以下「旧条例」という。)第6条の規定により定められた環境上の基準については、旧条例は、この条例の施行後も、なお効力を有する。

(豊田市公害防止条例の一部改正)

3 豊田市公害防止条例(昭和47年条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「（第23条～第26条）」を「（第23条・第24条）」に改める。

第1条中「（昭和46年条例第38号）第15条」を「（平成8年条例第27号）第7条」に、「同条例第7条に規定する公害防止」を「公害の防止」に改める。

第18条を次のように改める。

（規制基準の設定）

第18条 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第2項の規定に基づき、騒音に関する規制基準を次のとおり定める。

区域の区分		時間区分		
		昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	デシベル 45	デシベル 40	デシベル 40
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	50	45	40
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
第4種区域	工業地域	65	60	55

備考 昼間、朝・夕及び夜間の時間の区分は、次のとおりとする。

「昼間」とは、午前8時から午後6時まで

「朝・夕」とは、午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後9時まで

「夜間」とは、午後9時から翌日の午前6時まで

第24条及び第25条を削り、第26条を第24条とする。

（豊田市あき地環境保全条例の一部改正）

4 豊田市あき地環境保全条例（昭和47年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和46年条例第38号）第10条」を「（平成8年条例第27号）第9条」に改める。

附 則（平成14年3月26日条例第3号抄）

この条例は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成17年7月13日条例第89号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（豊田市附属機関条例の一部改正）

2 豊田市附属機関条例（平成4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 一般廃棄物等の減量（第7条～第12条）

第3章 一般廃棄物等の適正処理（第13条～第23条）

第4章 事業用建築物等における一般廃棄物の減量及び適正処理（第24条～第26条）

第5章 手数料等（第27条・第28条）

第6章 雑則（第29条）

第7章 罰則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、資源が有限なものであり、かつ、一般廃棄物が貴重な資源になり得ることにかんがみ、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に規定する循環型社会形成の基本原則にのっとり、一般廃棄物の排出を抑制し、資源の循環的利用を促進することにより一般廃棄物を減量し、及び一般廃棄物を適正に処理することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

（2）事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

（3）循環的利用 再使用、再生利用及び熱回収をいう。

（4）適正な循環的利用 再使用、再生利用及び熱回収の順に循環的利用をすることをいう。

（5）ごみステーション 法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）で定める家庭系廃棄物の集積所をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市は、一般廃棄物の排出の抑制及び適正な循環的利用による減量並びに適正処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発及び情報の提供に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動の促進を図らなければならない。

4 市は、一般廃棄物の不適正な処理を防止するための必要な監視を行うとともに、一般廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、当該不適正な処理を行った者その他の関係者に対して、当該一般廃棄物の撤去を要請する等一般廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業系一般廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を図ることにより、その減量に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭系廃棄物の排出を抑制し、循環的利用を図り、家庭系廃棄物を分別して排出するとともに、生ごみの堆肥化等により、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、一般廃棄物処理計画を定め、これを告示しなければならない。

- 2 前項の規定により告示した一般廃棄物処理計画に重要な変更を加えた場合は、その都度告示しなければならない。

第2章 一般廃棄物等の減量

(市が行う廃棄物の排出の抑制及び適正な循環的利用)

第7条 市は、前条の一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ減量に関する計画を定めるものとする。

- 2 市は、前項のごみ減量に関する計画に基づく循環資源（循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。）の収集、市の処理施設での循環資源の回収等により、一般廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 市は、一般廃棄物の新たな循環資源としての利用に関する研究に努めなければならない。
- 4 市長その他の市の機関は、物品の調達に当たっては、再生品の使用を促進するとともに、市の施設から排出される廃棄物を適正に分別し、その循環的利用を図る等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者が行う廃棄物の排出の抑制及び適正な循環的利用)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理及び回収の体制を確保する等廃棄物の減量に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品の利用に努めなければならない。

(適正な循環的利用の自己評価等)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の適正な循環的利用についてあらかじめ自ら評価し、循環的利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の循環的利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の循環的利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰包装を抑える等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の適正な循環的利用の促進に努めなければならない。

(商品の選択)

第11条 市民は、商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他の一般廃棄物の減量に配慮した商品を選択するとともに、購入した商品を長期間使用すること等により、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

(市民の自主的な活動)

第12条 市民は、循環的利用が可能な物の分別等を行うとともに、集団回収等の一般廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

第3章 一般廃棄物等の適正処理

(家庭系廃棄物の適正処理)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下同じ。）しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物を排出する際は、市が当該家庭系廃棄物を適正に処理できるように、次に掲げる事項を守るよう努めなければならない。

(1) 一般廃棄物処理計画に従って家庭系廃棄物を分別すること。

(2) 市が指定するごみ袋を使用すること。

(3) 所定の日時に、各地区に設置された所定のごみステーションへ、所定の家庭系廃棄物を排出すること。

(4) 第21条第1項のごみステーションの管理者の指示に従うこと。

(事業系一般廃棄物の適正処理)

第14条 事業者は、循環的利用が行われない事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(適正処理の自己評価等)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

2 事業者は、適正な処理が困難な廃棄物となるおそれのある製品、容器等については、自ら回収する等適切な措置を講じなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第16条 市長は、製品、容器等で、一般廃棄物となった場合に、市におけるその適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(適正処理困難物の回収等)

第17条 市長は、前条第1項の規定により指定された適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その適正処理困難物を自ら回収する等の適切な措置を講ずるよう要請することができる。

(所有者等の協力義務)

第18条 土地の所有者又は占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、当該土地において一般廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(排出禁止物)

第19条 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(ごみステーションの設置等)

第20条 自治区は、自ら又はその区域内に所在する集合住宅の家主若しくは管理会社がごみステーションを設置し、又はその位置等を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 自治区は、前項の承認を受けたごみステーションを廃止するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(ごみステーションの管理等)

第21条 ごみステーションを設置した自治区又は集合住宅の家主若しくは管理会社（以下「ごみステーションの管理者」という。）は、当該ごみステーションを適正に管理しなければならない。

2 ごみステーションの管理者は、生活環境を保全し、及び家庭系廃棄物を減量するため、当該ごみステーションへ家庭系廃棄物を排出する者に対して、適切な啓発及び指導をすることができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第22条 市及び規則で定める者以外の者は、ごみステーションから家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、当該行為をしないよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、違反行為、使用した車両その他の規則で定める事項について、公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、同項の命令を受けた者並びにその者が使用した車両の所有者及び使用者に、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(処理施設における市長の指示等)

第23条 市民及び事業者（市民及び事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、市の処理施設に一般廃棄物を搬入する場合には、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない市民又は事業者に対し、その一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第4章 事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理

(事業用建築物の所有者の減量等)

第24条 事業用の建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正処理を図らなければならない。

2 事業用の建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置)

第25条 事業用の建築物の所有者は、当該建築物又はその敷地内等に、事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(循環的利用の対象となる物の保管場所の設置)

第26条 事業用の建築物の所有者は、当該建築物又はその敷地内等に、循環的利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

第5章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第27条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表に定める額の一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

2 手数料の算定の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 市長は、天災その他の規則で定める特別の理由があるときは、手数料を減免することができる。

(許可申請手数料等)

第28条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可(同条第2項の規定により更新する場合を含む。)、同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可(同条第7項の規定により更新する場合を含む。)、法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の申請をしようとする者は、申請の際、豊田市手数料条例(昭和47年条例第2号)に定める額の手数料を納付しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 第22条第2項の規定による市長の命令に違反し、ごみステーションから規則で定める家庭系廃棄物を収集し、又は運搬した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(豊田市一般廃棄物処理施設条例の一部改正)

2 豊田市一般廃棄物処理施設条例(昭和37年条例第14号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(豊田市手数料条例の一部改正)

3 豊田市手数料条例(昭和47年条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成8年12月24日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に施行日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料を納入しようとする者からは、

改正前の豊田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定にかかわらず、当該処理に係る改正後の豊田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に定める額の手数料を徴収する。

附 則（平成12年12月22日条例第77号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に施行日以後の収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料を納入しようとする者からは、改正前の豊田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定にかかわらず、当該収集、運搬及び処分に係る改正後の豊田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）に定める額の手数料を徴収する。

3 新条例の規定は、施行日以後の収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月30日条例第42号）

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第124号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第21号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定中同条の見出しを「（一般廃棄物処理手数料）」に改め、同条第1項中「廃棄物の」を「一般廃棄物の」に、「廃棄物処理手数料」を「一般廃棄物処理手数料」に改める部分及び別表の改正規定中「廃棄物処理手数料」を「一般廃棄物処理手数料」に改め、同表廃棄物（し尿を除く。）の部豊田市旭不燃物最終処分場に自己搬入されたものの埋立処分の項を削る部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月26日条例第108号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日条例第70号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年12月24日条例第69号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日条例第65号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、改正後の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）第30条及び第31条の規定は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に現に設置されているごみステーションについては、新条例第20条第1項の規定による市長の承認を受けているものとみなす。

附 則（平成30年12月28日条例第56号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日条例第54号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に施行日以後に行われる粗大ごみの収集及び運搬を申し込む者からは、改正前の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に定める額の手数料を徴収する。

別表（第27条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分	単位	手数料（円）		
(1)(2)及び(3)以外の処分又は処理	豊田市渡刈クリーンセンター及び豊田市藤岡プラントに搬入されたものの焼却処分	10kg（10kg未満については、10kgとする。）につき	200	
	豊田市緑のリサイクルセンターに搬入されたものの破碎・たい肥化処分			
	豊田市グリーン・クリーンふじの丘に搬入されたものの埋立処分又は中間処理			
(2) 家庭から排出された粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。）の市による収集及び運搬	600円、900円又は1,200円のうち、大きさ、重量等を考慮し、規則で定める額			
(3) し尿のくみ取り	定額制	世帯割	1世帯1月につき	270
		人員割	1人1月につき	300
	従量制	36lにつき	330	
	臨時のくみ取り	1回につき	1,100	

豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

昭和60年9月30日

規則第22号

豊田市廃棄物の処理および清掃に関する規則（昭和47年規則第15号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第3号。以下「条例」という。）第22条第1項及び第3項、第27条第3項、第29条並びに第30条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ごみステーションの設置等）

第2条 条例第20条第1項の承認を受けようとする自治区（以下「申請自治区」という。）は、ごみステーション設置・変更申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、自治区から前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で承認又は不承認の決定をし、当該自治区に対しごみステーション設置・変更決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 条例第20条第2項の規定による届出は、ごみステーション廃止届（様式第3号）により行うものとする。

（規則で定める者）

第3条 条例第22条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。

（1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき、市が家庭系廃棄物の収集又は運搬の業務を委託している者

（2）ごみステーションの管理者

（3）家庭系廃棄物の排出者。ただし、自らが排出した家庭系廃棄物を収集し、又は運搬する場合に限る。

（4）その他市長が認めた者

（収集又は運搬の禁止等）

第4条 条例第22条第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第22条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1）条例第22条第2項の規定による命令を受けた者（以下「違反者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2）条例第22条第1項の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）を行った日時及び場所

（3）違反行為の内容

（4）違反者が収集又は運搬に使用した車両の自動車登録番号又は車両番号

3 条例第22条第3項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他市長が定める方法により行うものとする。

(し尿処理の申出)

第5条 臨時に又は継続してし尿の収集を受けようとする者は、し尿くみ取り申込書兼し尿くみ取り世帯住所異動届(様式第5号)により市長に申し出なければならない。

2 し尿くみ取り申込書の記載事項に変更が生じたときは、次に定めるところにより直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 世帯人員が異動したとき又はくみ取りを廃止したとき くみ取り世帯人員異動届くみ取り廃止届(兼)くみ取り確認券払戻し請求書(様式第6号)

(2) 住所を異動したとき し尿くみ取り申込書兼し尿くみ取り世帯住所異動届(多量のし尿の収集及び運搬)

第6条 1日の平均排出量が18リットル以上のし尿又は常住人口若しくは雇用者が15人以上の事業所、店舗等から排出されるし尿は、自ら収集及び運搬するほか、法第7条第1項の規定に基づき市長の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に収集及び運搬をさせるものとする。

(粗大ごみ処理手数料)

第7条 条例別表の大きさ、重量等を考慮し、規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(し尿処理手数料の適用区分)

第8条 条例別表に規定する一般廃棄物処理手数料のうち、し尿のくみ取りに係る手数料の適用区分は、次に定めるところによる。

(1) 定額制は、次に掲げるものに係る定期のくみ取りについて適用する。

ア一般世帯で世帯人員が10人以下のもの

イ通勤者のない事業所、店舗等で常住人口が10人以下のもの

ウ一般世帯が2以上入居する共同住宅において、各々の世帯が専用の便器を有し、共同で便槽を使用するもので各々の世帯人員が10人以下のもの

(2) 従量制は、次に掲げるものに係るくみ取りについて適用する。

ア一般世帯で世帯人員が11人以上のもの、及び前号ウに定めるものを除き、他の一般世帯と共同で便槽を使用するもの

イ通勤者のない事業所、店舗等で常住人口11人以上14人以下のもの

ウ前号イの規定にかかわらず、事業所、店舗等で不特定多数のものが使用するもの

エ通勤者のある事業所、店舗等で雇用者14人以下のもの

オ消毒液若しくは洗浄水の使用又は便槽不良等によりし尿が多量となるもの

カ浄化槽とくみ取り便槽を併用するもの

キアからカまでに掲げる従量制適用世帯と共同で便槽を使用するもの

クその他市長が特に必要と認めるもの

(3) 臨時のくみ取りは、第1号のアからウまでに掲げるものに係る定期以外のくみ取りについて適用する。

2 市長は、前項に規定する適用区分の基礎となる世帯人員等について、毎年1月20日及び7月20日(以下「基準日」という。)現在においてそれぞれ認定するものとする。

3 前項の規定により認定する世帯人員は、住民基本台帳に記録されている世帯人員とする。ただし、し尿の処理を受けている者から、当該世帯人員によるべきでない旨の申出があった場合は、この限りでない。

4 し尿の処理を受けている者から、基準日以後において第2項の世帯人員等に異動が生じた旨の申出があった場合は、その翌月から第1項に規定する適用区分を変更するものとする。

(し尿処理手数料の端数計算)

第9条 条例別表に規定する一般廃棄物処理手数料のうち、従量制によるし尿処理手数料は、次に定める計算方法により算定する。

(1) 36リットル未満で18リットルを超える場合は、36リットルとみなして条例別表に掲げる単位手数料の額とする。

(2) 18リットル以下の場合は、前号に定める額の2分の1の額とする。

(3) 前2号に定める場合のほか、36リットル単位で計算し、その超える部分の端数については前2号の区分に従いそれぞれ当該各号に定める手数料の額を加算する。

(手数料の徴収方法)

第10条 条例第27条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 一般廃棄物の処分又は処理の場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。) 豊田市一般廃棄物処理施設条例(昭和37年条例第14号)第2条の規定により設置された一般廃棄物処理施設に搬入するときに現金又はクレジットカード、携帯端末等を用いた電子決済(市長が指定したものに限る。)により徴収する方法

(2) 家庭から排出された粗大ごみの市による収集、運搬及び処分の場合 市が粗大ごみを収集するときまでに別に定める場所において徴収する方法

(3) し尿くみ取りの場合 市がし尿をくみ取るときまでに別に定める場所において徴収する方法

2 前項第2号に規定する方法により手数料を納付した者には豊田市粗大ごみ処理手数料納付券(様式第7号)を、同項第3号に規定する方法により手数料を納付した者には定額制のし尿くみ取り確認券(様式第8号)、従量制のし尿くみ取り確認券(様式第9号)又は臨時のし尿くみ取り確認券(様式第10号)を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第1号又は第3号に該当する場合で市長が特に理由があると認めるときは、豊田市予算決算会計規則(昭和63年規則第23号)第38条第2項の納入通知書(納付書)兼領収書1によりまとめて徴収する方法によることができる。

(し尿処理手数料の払戻し)

第11条 し尿の処理を受けていた者は、前条第2項に規定するし尿くみ取り確認券が不要となった場合及び世帯人員が減少した場合は、異動の生じたその翌月から減少による差額金の払戻しを受けることができる。

(手数料の減免)

第12条 条例第27条第3項の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。ただし、第2号に掲げる理由により減免することのできる手数料は、第10条第1項第1号に定める方法により徴収するものに限るものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助を受けていること。
- (2) り災していること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 条例第27条第3項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。ただし、自治区の活動により発生し、又は収集した一般廃棄物を搬入する場合は、この限りでない。

3 第1項第2号の場合において手数料を減免する期間は、り災した日から起算して30日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、期間を延長することができる。

4 手数料の減免の率は、別表第2のとおりとする。

（一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請）

第13条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第7条第1項の規定に基づく許可 一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（様式第12号）

(2) 法第7条第6項の規定に基づく許可 一般廃棄物処分業許可（更新）申請書（様式第13号）

(3) 法第7条の2第1項の規定に基づく許可 一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請書（様式第14号）

(4) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定に基づく許可 浄化槽清掃業許可申請書（様式第15号）

2 前項の申請書には、市長が必要と認めた書類を添付しなければならない。

（許可証の交付）

第14条 市長は、次の各号に掲げる許可をしたときは、当該各号に掲げる許可証を交付する。

(1) 法第7条第1項又は第7条の2第1項の規定に基づく許可 一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第16号）

(2) 法第7条第6項又は第7条の2第1項の規定に基づく許可 一般廃棄物処分業許可証（様式第17号）

(3) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく許可 浄化槽清掃業許可証（様式第18号）

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、交付された許可証を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

（許可証の譲渡の禁止）

第15条 許可業者は、許可証を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可申請事項の変更届）

第16条 許可業者が許可申請事項を変更したときの届出は、／一般廃棄物処理業／浄化槽清掃業／許可申請事項変更届（様式第19号）によるものとする。

（廃業等の届出）

第17条 許可業者がその業務の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときの届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。

- （1）業務を停止し、又は廃止した日
- （2）許可の種別
- （3）業務の内容
- （4）業務を停止し、又は廃止した理由

（許可証の返還）

第18条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- （1）許可の有効期間が満了したとき。
- （2）許可を取り消されたとき。
- （3）許可業務を廃止したとき。

（報告）

第19条 許可業者は、各月の業務実績等を取りまとめ、一般廃棄物処理業を行うものにあつては作業報告書（様式第20号、様式第21号及び様式第22号）を、浄化槽清掃業を行うものにあつては浄化槽清掃報告書（様式第23号）を、翌月15日までに市長に提出しなければならない。

2 法第6条の2第2項の規定により委託を受けた者（以下「委託業者」という。）は、し尿収集報告書（様式第24号）及び当該報告書に係るし尿くみ取り確認券を毎週1回以上市長に提出しなければならない、

3 市長は、必要と認めた場合は、許可業者及び委託業者に対し、業務内容、作業実績等を報告させることができる。

（許可業者及び委託業者の遵守事項）

第20条 許可業者及び委託業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- （1）市民に親切丁寧に接すること。
- （2）契約に定めるもののほか、金品の要求及び受領をしないこと。
- （3）当該事務に係る関係法令、条例等に従うこと。
- （4）当該業務に使用する機械器具及び車両を清潔にし、環境を害さないよう留意すること。
- （5）帳簿を備え付け、常に業務内容等を把握していること。
- （6）許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。

（規則で定める家庭系廃棄物）

第21条 条例第30条の規則で定める家庭系廃棄物は、一般廃棄物処理計画で規定する金属ごみ及び資源とする。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行前に、改正前の豊田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定に基づいて行われた一般廃棄物処理業の許可申請その他の行為は、この規則の相当規定に基づいて行われた一般廃棄物処理業の許可申請その他の行為とみなす。

(町村の編入に伴う経過措置)

- 3 西加茂郡藤岡町、西加茂郡小原村、東加茂郡足助町、東加茂郡下山村、東加茂郡旭町及び東加茂郡稲武町の編入の日（以下「編入日」という。）前までに、藤岡町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成7年藤岡町規則第18号）、小原村廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成7年小原村規則第8号）、足助町廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成9年足助町規則第5号）、下山村廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成7年下山村規則第3号）、旭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年旭町規則第4号）又は稲武町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年稲武町条例第24号）の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。

- 4 編入日前に法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可証に係る当該業を行う区域は、編入日以後においてもそれぞれ編入日前の豊田市、西加茂郡藤岡町、西加茂郡小原村、東加茂郡足助町、東加茂郡下山村、東加茂郡旭町又は東加茂郡稲武町の区域とする。

(平成4年規則第25号～平成26年規則第92号の改正附則 省略)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、様式第6号及び様式第8号から様式第10号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第72号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年12月24日規則第131号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月30日規則第20号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月6日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1（第7条関係）

粗大ごみ品目別処理手数料

種目	品目	手数料	摘要
電気・ガス・石油 機器類	アイロン台、ズボンプレス	600円	
	エレクトーン、オルガン、電子ピアノ、ドラムセット	1,200円	オルガンには、電子オルガンを含む。
	オーブンレンジ、給湯器、食器洗い機、電子レンジ	900円	ビルトインのものを除く。
	加湿器、空気清浄機、除湿器、ふとん乾燥機	600円	
	ガスコンロ、食器乾燥機、もちつき機、湯沸器	600円	ビルトインのものを除く。
	カラオケセット、スピーカー、ミニコンポ	600円	
	高圧洗浄機、扇風機、掃除機	600円	
	照明器具	600円	
	ステレオセット	900円	ミニコンポを除く。
	ストーブ、ファンヒーター	600円	
	マッサージ機	1,200円	椅子型のものに限る。
家具・寝具・建具類	アコーディオンカーテン	900円	
	網戸	600円	1セットは2枚までとする。
	アルミサッシ、ドア	900円	
	椅子	600円	1人掛用のものに限る。
		900円	2人掛以上用のものに限る。
	カラーボックス	600円	高さ、横幅及び奥行きのそれぞれが100cm未満のものに限る。
		900円	高さ、横幅及び奥行きのいずれかが100cm以上のものに限る。
	キャスターハンガー	600円	
鏡台、洗面化粧台	900円		

げた箱、本棚	900円	高さ、横幅及び奥行きいずれかが100cm以上であって、これらの合計が280cm未満のものに限る。
	1,200円	高さ、横幅及び奥行きの合計が280cm以上のものに限る。
ござ	600円	
こたつ、テーブル	600円	天板の長辺が100cm未満のものに限る。
	900円	天板の長辺が100cm以上のものに限る。
座布団	600円	1セットは5枚までとする。
事務机	900円	両袖机以外のものに限る。
	1,200円	両袖机のものに限る。
じゅうたん	600円	折り畳みができるものに限る。
	900円	折り畳みができないものに限る。
障子、ふすま	600円	1セットは2枚までとする。
食器棚	900円	高さ、横幅及び奥行きがそれぞれ100cm未満のものに限る。
	1,200円	高さ、横幅及び奥行きいずれかが100cm以上のものに限る。
すだれ、ブラインド、よしず	600円	
スプリングマットレス	900円	シングルサイズのものに限る。
	1,200円	シングルサイズを超えるものに限る。
ソファ	600円	(1) 座面の横幅が100cm未満のものに限る。 (2) 電動付き及びリクライニング付きのものを除く。 (3) 1人掛けのもの
	900円	(1) 座面の横幅が100cm以上150cm未満のものに限る。 (2) 電動付き及びリクライニング付きのものを除く。
	1,200円	(1) 座面の横幅が150cm以上のものに限る。

			(2) 電動付き及びリクライニング付きのものを除く。
	ふとん	600円	
	ベッド	600円	(1) ベビーベッドに限る。 (2) ベットマットを除く。 (3) 解体済みのものに限る。
		900円	(1) シングルサイズのものに限る。 (2) ベットマットを除く。 (3) 解体済みのものに限る。 (4) 電動付きのものは、1200円とする。
		1,200円	(1) シングルサイズを超えるものに限る。 (2) ベットマットを除く。 (3) 解体済みのものに限る。
	マットレス (スプリング式のものを除く。)	600円	厚さが10cm未満のものに限る。
		900円	厚さが10cm以上のものに限る。
	毛布	600円	1セットは2枚までとする。
	ラティス	600円	縦幅と横幅の合計が270cm以下のものに限る。
		900円	縦幅と横幅の合計が270cmを超えるものに限る。
その他のもの	編機	600円	
	一輪車、車椅子、三輪車、自転車、台車、チャイルドシート、ベビーカー、歩行器 (ベビー用)	600円	電動付きのものは、900円とする。
	ウィンドサーフィンセット、ルーフボックス	1,200円	
	エアロバイク	1,200円	40kg以上で、解体済みのものに限る。
	園芸用支柱	600円	1セットは10本までとする。
	楽器 (エレクトーン、オルガン、電子ピアノ、ドラムセット等を除く。)	600円	
	換気扇、ワゴン	600円	

木の幹	900円	長さが100cm以下で、直径30cm未満のものに限る。
脚立、はしご	600円	長さが200cm未満のものに限る。
	900円	長さが200cm以上300cm未満のものに限る。
	1,200円	長さが300cm以上400cm未満のものに限る。
草刈機、くわ、スコップ、プランター	600円	
クーラーボックス、スーツケース、ポリタンク、ポリバケツ	600円	
剣道の防具、サーフボード	900円	
健康器具（スタイルアップレッグ、ステッパー、バランスングツイスター、腹筋マシーン、ぶらさがり健康器、ミニツイスター、ワンダーコアスマート）	600円	20kg未満のものに限る。
健康器具（ウォーキングマシーン、エアロバイク、スカイウォーカー、ベンチプレス、ルームランナー、ロデオボーイ、ワンダーコアサイクル、ワンダーコア腹筋タイプ、）	900円	40kg未満のものに限る。
碁盤、ゴルフ用品、スキーキャリア、スキーセット、スノーボード	600円	
シャワートイレ、便座	600円	
水槽、噴霧器	600円	
釣竿	600円	1セット5本までとする。
テレビ台、電話台、レンジ台	600円	高さ、横幅及び奥行きそれぞれが100cm未満のものに限る。
	900円	高さ、横幅及び奥行きいずれかが100cm以上のものに限る。
テント、パラソル	600円	
ドラム缶	900円	
庭木類	600円	長さが100cm以下で、束ねたときの直径が30cm未満のものに限る。
ベビーバス	600円	
ミシン	600円	卓上タイプのものに限る。

		900円	卓上タイプ以外のものに限る。
	物置	1,200円	1畳単位で解体済のものに限る。
	物干竿	600円	
	物干台	1,200円	
	遊具	600円	屋内用のもので、解体済みのものに限る。
		900円	屋外用のもので、解体済みのものに限る。

備考

- 1 手数料は、1個又は1セットについての額とする。
- 2 表に掲げる品目以外の粗大ごみについては、その大きさ、重量及び用途を考慮して最も近い品目のものとみなし、当該粗大ごみの処理に係る手数料の額については、当該最も近い品目の物に係る手数料の額とする。
- 3 前項の規定により手数料の額を定め難いときは、その粗大ごみの処理に係る手数料の額は、その大きさ、重量及び用途を考慮して市長が別に定める額とする。
- 4 収集するものは、収集員による運搬が可能な大きさ又は重量のものに限る。

別表第2（第12条関係）

減免の率

減免の事由	減免の率
(1) 生活扶助を受けている場合	100%
(2) り災した物件が居住の用に供していた家屋、動産等である場合又は居住部分の占める割合が2分の1以上の併用住宅である場合	100%
(3) り災した物件が前号に該当しない場合	50%
(4) 前3号のいずれにも該当しない場合	100%以内で市長が定める率

(様式 省略)

豊田市一般廃棄物処理業許可に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項及び第6項並びに第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 収集運搬業

(受付期間)

第2条 収集運搬業における新規の許可申請の受付期間は、毎年、5月4日から5月31日(豊田市の休日を定める条例(平成元年条例第61号)に規定する市の休日に当たるときは、その前日)までの間の2週間程度で定めるものとする。

2 収集運搬業における更新の許可申請の受付期間は、事業者ごとに許可の有効期限前2か月以内において市長が定めるものとする。

3 収集運搬業における変更の許可申請の受付は、随時とする。

(申請書類)

第3条 一般廃棄物収集運搬業(以下「収集運搬業」という。)の許可申請を行おうとする者は、豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(昭和60年規則第22号。以下「規則」という。)第13条第1項第1号に規定する申請書、添付書類及び図面をそれぞれ2部提出するものとする。

2 事業計画の概要を記載した書類には、次の各号に掲げる事項が記載されていること。

(1) 環境保全措置

(2) 収集しようとする事業所等

(3) 保有車両

3 新規許可申請の場合は、収集しようとする事業所等との契約書の写し又はこれに類する書類を添付すること。

4 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類として、第6条に規定する基準を満たす修了証の写しを添付すること。

5 事業の開始に要する資金の調達が必要な場合は、金融機関の証明書を添付すること。

6 新規に事業を開始した者等で、次の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書を添付すること。

(1) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度(事業年度の変更により、その期間が6か月未満となったものを除く。以下同じ。)における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(2) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(3) 市税の納税証明書

7 市税の納税証明書は、完納を証する書類を添付すること。

8 定款は、原本証明をしたものを添付すること。

9 住民票の写しは、本籍地又は国籍・地域の記載があるものを添付すること。

10 当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを説明する書類として、第7条に規定する経理的基礎の基準を満たすことを証する経理的基礎申告書を添付すること。

(申請者の要件)

第4条 収集運搬業の許可申請をしようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなけれ

ばならない。

- (1) 申請者が法人のときは市内に本社・本店、登記された支社・支店又は法人等の設立、事務所等の開設の届出がされた支社・支店を有すること。また、申請者が個人の場合は市内に住所又は、市内に法人等の設立、事務所等の開設の届出がされた支社・支店を有すること。ただし、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく処理業を行う場合で、特に市長が認めるものについては、この限りでない。
- (2) 申請者が法人である場合は「法人税」及び「市税」に、申請者が個人である場合は「所得税」及び「市税」に滞納がないこと。
- (3) 新規に許可申請を行う場合は、一般廃棄物排出事業者との収集運搬に係る契約が確実であること。
- (4) 更新の許可申請については、当分の間、許可期間における収集運搬の業務実績が、40t以上有すること。ただし、第3章で定める一般廃棄物処分業の許可を有する者又は災害や事故等のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 前号の基準を満たせず更新の許可申請ができなかった者又は廃業届を提出した者は、許可が失効した日から起算して1年以上経過していること。
- (6) 申請書第2面及び第3面に記載された者が豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条で規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者又は暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

2 法第7条第5項第4号チの適用については、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている場合
- (2) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合等）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
- (3) 前号に掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
- (5) 法人でその役員又は施行令第4条の7に規定する使用人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者である場合
- (6) 個人で施行令第4条の7に規定する使用人のうちに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者である場合
- (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合（車両、施設等の基準）

第5条 収集運搬車両等については、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないこと。
- (2) 事業計画の概要に記載した車両を有していること。
- (3) 申請者が当該車両、施設等の所有権を有すること又は所有権を有しない場合にあっては当該車両、施設等を使用する権原を有していること。
- (4) 使用する車両の両側面には業者名を判読できるよう表示すること。
- (5) 市内に収集運搬車両の駐車場を有し、市内で使用する車両分の駐車面積を有すること。
- (6) 市内に収集運搬車両の洗車施設を有していること。ただし、市外で排水処理設備を備えた洗車場を有している場合はこの限りでない。

(知識及び技能の基準)

第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第2条の2第2号イに定める一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有するための基準は、次のとおりとする。

1 次に掲げる者が(公益財団法人)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会(収集・運搬課程)(以下「産廃講習会収運課程」という。)」又は(一般財団法人)日本環境衛生センターが実施する「一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習会(以下「一廃講習会」という。)」を修了した者であること。なお、産廃講習会収運課程については、新規許可申請の場合は原則として新規講習会、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規講習会又は更新講習会を修了した者であること

(1)申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役は除く。)又は施行令第4条の7に規定する使用人(業を行おうとする区域における収集運搬業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)

(2)申請者が個人である場合には、当該者又は施行令第4条の7に規定する使用人(業を行おうとする区域における収集運搬業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)

2 前項の産廃講習会収運課程及び一廃講習会については、次に掲げるものを有効とする。

(1)新規許可申請の場合

ア 産廃講習会収運課程(新規講習会)及び一廃講習会の修了日
許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの

イ 産廃講習会収運課程(更新講習会)の修了日(他の行政庁で既に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している場合、又は、既に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限る。)

許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの

(2)更新許可申請の場合

産廃講習会収運課程(新規講習会及び更新講習会)及び一廃講習会の修了日
許可の有効期限の翌日から起算して5年前までに修了したもの

(3)変更許可申請の場合

直前の許可申請で修了したもの、又は直前の許可申請後に修了したもの
(経理的基礎の基準)

第7条 施行規則第2条の2第2号ロに定める一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は、次のとおりとする。

1 営業実績が3年以上ある法人の場合

次の各号のいずれかに該当すること。

(1)直前3年の各事業年度における経常利益金額等(損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。)の平均額が0以上である。

(2)直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。

(3)直前事業年度において債務超過でない。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書(今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。)を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(1)直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0以上10パーセント未満である。

(2)直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満、かつ、直前事業年度に

おける経常利益金額等が0以上であり、かつ、直前事業年度において債務超過である。

3 営業実績が3年以上ある個人の場合

次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。
 - (2) 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。
- 4 前項に該当する者は、直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において所得税を納付している年がある場合、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。
- 5 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合
収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

第3章 処分業

(受付期間)

第8条 一般廃棄物処分業（以下「処分業」という。）における新規の許可申請の受付は、随時行うものとする。

- 2 処分業における更新の許可申請の受付期間は、事業者ごとに許可の有効期限前2か月以内において市長が定めるものとする。
- 3 処分業における変更の許可申請の受付は、随時とする。

(申請書類)

第9条 処分業の許可申請を行おうとする者は、規則第13条第1項第2号に規定する申請書、添付書類及び図面をそれぞれ2部提出するものとする。

- 2 事業計画の概要を記載した書類には、環境保全措置についての記載があること。
- 3 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類として、第12条に規定される基準を満たす修了証の写しを添付すること。
- 4 事業の開始に要する資金の調達が必要な場合は、金融機関の証明書を添付すること。
- 5 新規に事業を開始した者等で、次の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書を添付すること。
 - (1) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (2) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(3) 市税の納税証明書

- 6 市税の納税証明書は、完納を証する書類を添付すること。
- 7 定款は、原本証明をしたものを添付すること。
- 8 住民票の写しは、本籍地又は国籍・地域の記載があるものを添付すること。
- 9 当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することを説明する書類として、第13条に規定する経理的基礎の基準を満たすことを証する経理的基礎申告書を添付すること。

(申請者の要件)

第10条 処分業の許可申請をしようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 申請者が法人のときは市内に本社・本店、登記された支社・支店又は法人等の設立、事務所等の開設の届出がされた支社・支店を有すること。また、申請者が個人のときは市内に住所又は、市内に法人等の設立、事務所等の開設の届出がされた支社・支店を有すること。ただし、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく処理業を行

う場合で、特に市長が認めるものについては、この限りでない。

- (2) 申請者が法人である場合は「法人税」及び「市税」に、申請者が個人である場合は「所得税」及び「市税」に滞納がないこと。
 - (3) 申請書第2面及び第3面に記載された者が豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条で規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者又は暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でなくなった日から5年を経過しない者でないこと
- 2 法第7条第10項第4号に規定する同条第5項第4号子の適用については、申請者が以下のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている場合
 - (2) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、施行令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合等）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
 - (3) 前号に掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
 - (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
 - (5) 法人でその役員又は施行令第4条の7に規定する使用人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者である場合
 - (6) 個人で施行令第4条の7に規定する使用人のうちに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者である場合
 - (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合（処分施設等の基準）

第11条 処分施設等については、次に掲げるいずれの要件にも適合しなければならない。

- (1) 事業計画に記載した処分施設等を有していること。
 - (2) 申請者が当該土地の所有権を有すること又は所有権を有しない場合にあっては当該土地を使用する権原を有していること。
 - (3) 処分施設等の能力が施行令第5条で定める基準以上の施設の場合は、法第8条第1項に規定する設置許可を受けている、又は法第15条の2の5に規定する届出をし、受理されていること。
- （知識・技能の基準）

第12条 施行規則第2条の4第1項第1号ロ（1）に定める一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有するための基準及び同項第2号ロ（2）に定める一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有するための基準については、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる者が（公益財団法人）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会（処分課程）（以下「産廃講習会処分課程」という。）」又は一産講習会を修了した者であること。なお、産廃講習会処分課程については、新規許可申請の場合は原則として新規講習会、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規講習会又は更新講習会を修了した者であること。
 - (1) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は除く。）又は施行令第4条の7に規定する使用人（業を行おうとする区域における処分業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。）
 - (2) 申請者が個人である場合には、当該者又は施行令第4条の7に規定する使用人（業を行おうとする区域における処分業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。）
- 2 前項の産廃講習会処分課程及び一産講習会については、次に掲げるものを有効とする。

(1) 新規許可申請の場合

ア 産廃講習会処分課程（新規講習会）及び一廃講習会の修了日
許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの

イ 産廃講習会処分課程（更新講習会）の修了日（他の行政庁で既に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の処分業の許可を取得している場合、又は、既に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の処分業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限る。）

許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの

(2) 更新許可申請の場合

産廃講習会処分課程（新規講習会及び更新講習会）及び一廃講習会の修了日
許可の有効期限の翌日から起算して5年前までに修了したもの

(3) 変更許可申請の場合

直前の許可申請で修了したもの、又は直前の許可申請後に修了したもの
（経理的基礎の基準）

第13条 施行規則第2条の4第1号ロ（2）に定める一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は、次のとおりとする。

1 営業実績が3年以上ある法人の場合

次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。）の平均額が0以上である。

(2) 直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。

(3) 直前事業年度において債務超過でない。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書（今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(1) 直前事業年度において債務超過である。

(2) 次のア又はイに該当し、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0以上10パーセント未満である。

ア 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満である。

イ 直前事業年度における経常利益金額等が0未満である。

3 営業実績が3年以上ある個人の場合

次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。

(2) 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。

4 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること

(1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上であり、かつ、直前3年において所得税を納付していない年がある。

(2) 直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において所得税を納付している年がある。

5 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合

収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

第4章 雑則

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月15日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条第3号の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に許可を受けた者が施行日以後に行う更新の許可申請においては、第3条第1号の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号及び同条第4号の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成24年1月1日～平成28年4月1日の改正附則 省略)

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

豊田市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等
に関する条例

平成11年3月29日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第9条の3第1項及び法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長及び市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧の手続並びに当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置及び変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）の生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の種類は、次の各号に掲げる施設の設置者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 市長 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（次号において「焼却施設」という。）及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(2) 災害廃棄物処分受託者 焼却施設

(縦覧等の告示等)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供し、利害関係者に意見書の提出の機会を付与しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 施設の名称

(2) 施設の設置の場所

(3) 施設の種類

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(6) 生活環境影響調査の項目

(7) 縦覧の場所

(8) 縦覧の期間及び時間

(9) 利害関係者は意見書を提出することができる旨

(10) 意見書の提出先及び提出の期限

- (1) 意見書を提出する者の氏名、住所その他意見書に記載すべき事項及び記載方法
- 2 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供し、利害関係者に意見書の提出の機会を付与しようとするときは、前項各号に掲げる事項を公告するものとする。この場合において、前項第1号中「施設の名称」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 豊田市環境部
 - (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で市長が指定する場所
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 縦覧の期間は、前条第1項の規定による告示の日又は同条第2項の規定による公告の日から1月間とする。

(意見書の提出先及び提出の期限)

第5条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 豊田市環境部
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 意見書の提出の期限は、第3条第1項の規定による告示の日又は同条第2項の規定による公告の日から前条第2項の縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(他の市町村との協議)

第6条 市長は、施設の設置又は変更に係る区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における報告書等の縦覧の方法及び意見書の提出の機会の付与の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 他の市町村の区域に設置した施設を変更するとき。
- (3) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (4) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(平成12年12月22日～平成23年4月1日の改正附則 省略)

附 則 (平成28年12月26日条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

豊田市集団回収に係る回収事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、集団回収に係る回収事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源回収 古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌（雑紙を含む。）及び紙パックをいう。以下同じ。）及び古布類の回収をいう。
- (2) 協力団体 豊田市集団回収事業報奨金交付要綱第3条の規定により集団回収協力団体登録証の交付を受けた団体をいう。
- (3) 集団回収 協力団体が行う資源回収をいう。
- (4) 回収業者 第4条第3項の規定により集団回収業者登録証の交付を受けた事業者をいう。
- (5) 小規模回収 集団回収のうち、1団体1活動日当たりの資源回収量の合計が3,000キログラム未満のものをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、集団回収によって集められた古紙類及び古布類（以下「古紙類等」という。）の回収を行った回収業者に対して補助金を交付することにより、回収業者による古紙類等の回収を促し、もってごみの減量化及び再資源化の促進を図ることを目的とする。

(回収業者の登録等)

第4条 集団回収によって収集された古紙類等を回収しようとする事業者は、集団回収業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款（定款がない事業者にあつては、団体調書（様式第1号の2）に代えることができる。）
- (2) 法人にあつては履歴事項全部証明書、個人事業主にあつては事業証明書（いずれも申請日前1月以内に発行されたもの）
- (3) 役員名簿（様式第1号の3）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 直近事業年度の納税証明書（市税の完納が証明されているもの（豊田市への納税がある場合は法人番号の申告により代えることができる）で、申請日前1月以内に発行されたもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 回収業者の登録を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 豊田市内において、古紙類等の回収を適正に行うことができること。
- (2) 法人にあつては代表者又は役員が、個人にあつてはその者が、禁固以上の刑に処せられた者である場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第3号）に違反し、処分を受けた場合は、当該処分を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- (4) 前項の申請時において、市税を滞納していないこと。
- (5) 第13条の規定により登録を抹消された場合は、その抹消の日から1年を経過していること。
- (6) 法人にあつては代表者又は役員が、個人にあつてはその者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 法人にあつては代表者又は役員が、個人にあつてはその者が、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 市長は、第1項の登録申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、当該事業者に対し、集団回収業者登録証（様式第3号）を交付するものとする。
- 4 前項の集団回収業者登録証の交付を受けた事業者は、毎年度4月末日までに、第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
（第5号については法人番号の申告をした事業者は法人番号の変更がない限り、提出の省略をすることができる。）
（変更届）
- 第5条 回収業者は、登録事項に変更があつたときは、遅滞なく変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
（廃止届）
- 第6条 回収業者は、集団回収によって収集された古紙類等の回収を行うことができなくなったときは、遅滞なく廃止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
（交付対象者）
- 第7条 補助金の交付対象者は、回収業者とする。
（補助事業）
- 第8条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、集団回収によって収集された古紙類等の回収事業とする。
（補助金の額）
- 第9条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額の合計とする。
- (1) ダンボール、新聞紙及び紙パックの回収 0円

(2) 雑誌及び古布類の回収 1キログラム当たり 2円

(3) 小規模回収によって収集された古紙類等の回収 1団体1活動日当たり1,000円

2 算出された補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は社会経済情勢の変動等に伴い、補助金の額を見直すことができる。

(回収量等の報告)

第10条 回収業者は、補助事業を行ったときは実施月ごとにまとめた集団回収事業実績明細書(様式第6号)に豊田市集団回収取扱伝票(様式第7号)及び古紙問屋の計量票等の計量証明書を添付による報告又は電子情報処理組織による報告で、次の各号に掲げる回収期間の区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に報告しなければならない。

(1) 4月から翌年2月まで 翌月5日

(2) 3月 3月31日

2 前項第1号の場合において、当該日が豊田市の休日を定める条例(平成元年条例第61号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日とする。

3 第1項第2号の場合において、当該日が市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で市の休日でない日とする。

(補助金の交付申請)

第11条 補助金の交付の申請をしようとする回収業者は、豊田市集団回収事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第8号)を、次の各号に掲げる回収期間の区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に申請しなければならない。

(1) 4月から6月まで 7月5日

(2) 7月から9月まで 10月5日

(3) 10月から12月まで 翌年の1月5日

(4) 1月から3月まで 3月31日

2 前項第1号から第3号までの場合において、当該日が市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日とする。

3 第1項第4号の場合において、当該日が市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で市の休日でない日とする。

(額の確定及び交付)

第12条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市集団回収事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第9号)により回収業者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた回収業者は、速やかに市長に請求書を提出するものとする。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳や市税の収納状況を確認することができる。

(登録の停止及び抹消)

第13条 市長は、回収業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を停止又は抹消することができる。

(1) 補助対象事業を1年以上行わないとき。

(2) 正当な理由なく、協力団体からの資源回収の依頼を拒否した事実が確認されたとき。

(3) 市税の完納が確認できないとき。

(4) 虚偽の届出その他の不正な行為があったとき。

(5) 第4条第2項第6号及び第7号の要件に違反していることが判明したとき。

(6) その他市長が、登録が不適當であると認めたとき。

2 前項の規定により登録を抹消された回収事業者は、登録を抹消される前に行った補助対象事業について、第10条の規定に基づき報告をしなければならない。

3 前項の場合において、第11条第1項の規定に基づく補助金の交付申請はできないものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項に該当して回収業者の登録を抹消したときは、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に、豊田市集団回収に係る回収事業補助金交付要綱の規定に基づいて行われた回収業者の登録その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいて行われた行為とみなす。

豊田市集団回収事業報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、集団回収事業に対する報奨金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報奨金の交付目的)

第2条 この報奨金は、再生利用が可能な古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌（雑紙を含む。）及び紙パックをいう。以下同じ。）及び古布類を集団で回収する事業（以下「集団回収」という。）を行う団体に対して報奨金を交付することにより、古紙類及び古布類の集団回収を促進し、もってごみの減量及び資源化並びに快適な生活環境の向上を図ることを目的とする。

(協力団体の登録)

第3条 集団回収を行い、報奨金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ集団回収協力団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、協力団体の登録を受けなければならない。

2 登録を受けることができる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 豊田市内を活動拠点とする団体であること。

(2) 地域社会に貢献できる性格を有する団体であること。

(3) 営利を目的としない団体であること。

(4) 集団回収を継続して行うことができる団体であること。

(5) 集団回収を実施し、古紙類及び古布類を回収業者（豊田市集団回収に係る回収事業補助金交付要綱第2条第4号に規定する回収業者をいう。以下同じ。）に引き渡す際に、立会うことができる団体であること。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該団体を協力団体として登録するとともに、集団回収協力団体登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(登録事項の変更等)

第4条 協力団体は、登録された事項に変更があったときは、遅滞なく変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の変更内容が団体名の変更であるときは、市長は、既に交付した登録証と引換えに新たな登録証を交付するものとする。

3 協力団体は、登録証を大切に保管するとともに、これを紛失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告があったときは、協力団体から紛失の状況を聴取し、必要と認めるときは、登録証を再交付するものとする。

(協力団体の廃止)

第5条 協力団体が集団回収を行うことができなくなったときは、遅滞なく廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該協力団体の登録を取り消すものとする。

3 市長は、協力団体が1年以上集団回収を行わないときは、当該協力団体の登録を

取り消すことができるものとする。

(報奨金の額)

第6条 報奨金の額は、集団回収した古紙類及び古布類の各品目の重量に、次の各号に定める金額を乗じた額とする。この場合において、算出された額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 雑誌(雑紙を含む。) 1キログラム当たり7円

(2) ダンボール、新聞紙、紙パック及び古布類 1キログラム当たり5円

2 集団回収において、2以上の品目の回収を同時に行ったときは、前項の額に1活動日当たり2千円を加算するものとする。

(振込口座確認書)

第7条 協力団体は、集団回収報奨金振込口座確認書(様式第5号)に通帳の写しを添付して、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 協力団体は、振込口座を変更したときは、遅滞なく集団回収報奨金振込口座変更届(様式第6号)に通帳の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(報奨金の交付等)

第8条 市長は、回収業者の報告によって協力団体の集団回収の実績を確認し、当該実績に基づいて、報奨金を交付するものとする。

2 報奨金の交付期限は、集団回収を実施した年度の7月末日、10月末日、1月末日及び翌年度の4月末日までとするものとする。

3 前項の場合において、交付期限が豊田市の休日を定める条例(平成元年条例第61号)第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の後最初に到来する市の休日でない日を交付期限とするものとする。

4 報奨金を交付できる期間は、集団回収を実施した年度及びその翌年度までとする。

(報奨金の返還等)

第9条 市長は、報奨金の交付に関して協力団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力団体の登録を取り消すとともに、既に交付した報奨金を返還させることができるものとする。

(1) 偽りその他不正行為により報奨金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第2項各号に掲げる団体ではないことが判明したとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

(報告等)

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、協力団体及び回収業者に対し、必要な報告を求めることができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に既

になされた集団回収に係る報奨金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に、改正前の豊田市集団回収事業報奨金交付要綱に基づいて行われた協力団体の登録その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいて行われた行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市集団回収事業報奨金交付要綱の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市集団回収事業報奨金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

豊田市環境委員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の8並びに豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年条例第3号)第29条及び豊田市の環境を守り育てる条例(平成18年条例第6号)第49条の規定により、豊田市環境委員(以下「委員」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 良好な地域環境の保全並びに地域住民の廃棄物に関する意識の向上、及びごみの減量化を推進するため、環境委員を設置する。

(委員)

第3条 委員の数は、1自治区に1人以上設置するものとする。

2 自治区長は、委員の選任をしたときは市長に報告するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員の職務は、次のとおりとする。

(1) ごみ減量思想の普及啓発に関すること。

(2) ごみ出しの適正分別指導に関すること。

(3) ごみステーションの美化指導に関すること。

(4) ごみの散乱防止の啓発に関すること。

(5) 環境衛生保全に関すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認めた事項

(経費の負担)

第6条 委員の活動に伴う経費負担は、均等割及び世帯割とし、別に定める基準に従って自治区に交付金として支給する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

豊田市粗大ごみ再生事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される再生可能な粗大ごみについて、簡易な補修等を行い、展示販売することにより資源循環型社会の構築に資するための粗大ごみ再生施設（以下「リユース工房」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 リユース工房は、家具等（市が有料で戸別収集した粗大ごみ及び豊田市渡刈クリーンセンターに直接持ち込まれた家具、玩具、日用雑貨等をいう。以下同じ。）のうち清掃、補修等の簡易な整備を行い、再利用可能な状態にしたもの（以下「リユース家具」という。）の展示販売を行う。

2 リユース工房が受け入れる家具等の種類は、市長が定める。また、受け入れる数量については、リユース工房の保管量を超えない範囲とする。

(リユース家具の展示期間)

第3条 リユース家具の展示期間は、12月29日から翌年1月3日までを除く毎月第3回目の木曜日までの日曜日、火曜日及び木曜日の午前10時から午後3時まで（第3回目の木曜日は正午まで）とする。

(リユース家具の入札期間)

第4条 リユース家具の入札（以下「入札」という。）ができる期間（以下「入札期間」という。）は、前条に規定する期間とする。

2 市長は、入札期間中、リユース家具ごとの入札状況をリユース工房内の見やすい場所に掲示するものとする。

(リユース家具の最低落札価格)

第5条 市長は、リユース家具の最低落札価格をあらかじめ設定し、当該リユース家具を展示する際に掲示する。

(入札)

第6条 入札は、リユース家具を有効に活用する意思がある個人（18歳未満の者並びに豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者を除く。以下「入札者」という。）が行うことができる。

2 入札者は、リユース家具の引渡しを受けようとするときは、入札期間内に、リユース家具入札書（様式第1号）に、入札価格その他必要な事項を記入し、入札しなければならない。

3 前項の入札価格は、100円単位でかつ前条の最低落札価格以上でなければならない。

4 開札は、毎月第3回目の木曜日の午後に行うものとする。

(入札の無効)

第7条 入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効とする。

- (1) 入札者でない者がした入札
- (2) 前条第2項又は第3項の規定に違反した入札
- (3) 営利を目的とする入札
- (4) 他人の名義の利用等の不正行為があった入札
- (5) リユース家具入札書の記載事項が確認できない入札
- (6) その他市長が不相当と認めた入札

(入札の辞退)

第8条 入札後、その入札を辞退しようとする者は、入札期間内に、その旨を市長に申し出

なければならない。

(落札者の決定)

第9条 入札のあったリユース家具については、最高価格をもって入札した者を落札者とする。なお、最高価格が同価の場合は、次の各号の順位により（同順位に複数の者があるときは、くじにより）落札者を決定する。

- (1) 市内在住者
- (2) 入札日の早い者
- (3) とよたSDGsポイント会員である者

2 落札者の決定後の辞退は、認めない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(落札の連絡等)

第10条 市長は、落札者を決定したときは、当該落札者にその旨を通知するとともに、落札価格をリユース工房内に掲示するものとする。なお、落札者以外については、落札結果の通知をしないものとする。

2 落札者は、リユース家具受取承諾書（様式第2号）を記入し、市長に提出しなければならない。

(リユース家具代金の納付)

第11条 落札者は、落札したリユース家具の代金（以下「売買代金」という。）を当該月の末日までに、リユース工房において現金で納付しなければならない。

2 売買代金の額は、落札価格の額から、とよたSDGsポイントを1ポイント当たり1円で換算した額を100円を単位として割り引いた額とする。

3 市長は、売買代金について、第1項に規定する期限までに納付しない落札者があるときは、当該落札者の申出又は職権により、当該期限を1週間延長することができる。

(落札者の決定の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定は無効とする。

- (1) 落札者がリユース家具受取承諾書を提出しないとき
- (2) リユース家具受取承諾書の記載事項が確認できないとき
- (3) 落札者が前条第1項に規定する期限又は前条第3項の規定により延長した期限までに売買代金を納付しないとき
- (4) 落札者に1週間以上連絡が取れないとき

(リユース家具の引渡し等)

第13条 市長は、第11条第3項の規定の場合を除き、売買代金の納付を確認した日から月末までの日曜日、火曜日又は木曜日の午前10時から午後3時までの間に、リユース家具を落札者に引き渡すものとする。

2 落札者は、前項の規定により引き渡されたリユース家具を適正な方法で使用しなければならない。

(リユース家具の保証及び製造物責任)

第14条 市長は、リユース家具の品質及び安全性に関する保証責任を一切負わないものとする。

2 市長は、リユース家具に係る製造物責任を一切負わないものとする。

(入札がないリユース家具等の取扱い)

第15条 市長は、入札がなく、又は入札若しくは落札者の決定が無効となったリユース家具については、翌月以降に再展示することができる。この場合において、第5条の最低落札価格を必要に応じて引き下げることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市粗大ごみ再生事業実施要綱の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市粗大ごみ再生事業実施要綱の規定に関わらず、当分の間、使用することができる。

豊田市搬入ごみ等譲渡事業（リユーススポット）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、粗大ごみや一般廃棄物処理施設等に搬入されるごみ等を再使用し、ごみの減量、ひいては循環型社会の構築を図るために設置するリユーススポットの管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 リユーススポットは、渡刈クリーンセンター、藤岡プラント、グリーン・クリーンふじの丘等に搬入された家具、玩具、日用雑貨等の一般廃棄物のうち再使用可能なもの（以下「リユース品」という。）及びリユーススポット等にて直接、受け入れたもの（以下「持込品」という。）を一時的に仮置きし、利用者に対し展示することで、必要とする利用者がいた場合に譲渡を行うものとする。なお、一定期間経過したにもかかわらず、譲渡を希望するものが現れないリユース品、持込品については、市の一般廃棄物処理施設にて適切に処理するものとする。

2 リユーススポットで展示するリユース品、持込品の種類は、市長が別に定める。

（展示・販売等の期間）

第3条 リユース品、持込品の展示・販売等は、12月29日から翌年1月3日までを除く日曜日、火曜日及び木曜日の午前10時から午後3時までとする。ただし、市長が別に定めた場合はこの限りではない。

（管理）

第4条 リユース品には、管理に必要な情報を記載した個票を掲示するものとする。

2 持込品は前項のような個票の記載を省略するが、譲渡に支障が生じないよう、適切に管理するものとする。

（価格）

第5条 市長は、リユース品を有価で譲渡する場合は、別に定める規定に基づき、あらかじめ価格を設定し、当該リユース品に掲示するものとする。

2 リユース品を展示し、価格を掲示した日から1週間経過しても当該のリユース品が譲渡されない場合、市長は必要に応じて、前項の価格を引き下げるこ

とができる。価格を引き下げても、なお譲渡されない場合は1営業日単位で引き下げた価格を更に引き下げることができる。

(譲渡)

第6条 リユース品、持込品の譲渡を希望する者は、原則その旨の意思表示した上で、利用者記録票を記入し、提出をしなければならない。

2 希望するリユース品が有料の場合は、利用者記録票を提出すると同時に当該リユース品に定められた価格を納付しなければならない。

3 持込品の譲渡は原則無料(0円)とする。ただし、持込品に価格が掲示してある場合は、前項のリユース品と同じ扱いをするものとする。

4 利用者は、譲渡されたリユース品及び持込品(以下「譲渡品」という。)を適正な方法で使用しなければならない。

5 市長は1人当たりの譲渡点数を必要に応じて制限することができる。

(利用の対象者)

第7条 リユーススポットを利用できる者は、リユース品、持込品を有効に活用する意思がある個人(18歳未満の者並びに豊田市暴力団排除条例(平成23年条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者を除く。)で次の各号のいずれかに該当する者(以下「利用者」という。)とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者

(3) 市内の学校に通学する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が利用を認めた者

(利用者の確認)

第8条 市長は、利用者に対し、必要に応じて本人であることを示す書類(以下「本人確認書類」という。)の提示を求めることができる。

2 前項の規定により、本人確認書類の提示を求められた者は、本人確認書類を市長に対して提示しなければならない。

(利用の停止)

第9条 市長は、第7条に記載の利用の対象者のうち、次に掲げる行為を行う利用者に対して、一定期間、利用の停止を命ずることができる。

(1) 前条第2項の規定に従わず、本人確認書類の提示をしないとき

(2) 譲渡品を第三者に譲渡し、利益を得るなどの転売行為

- (3) 他の利用者の利用を妨げる行為
- (4) リユーススポットの運営を妨げる行為
- (5) その他リユーススポットの趣旨に反する行為

2 市長は、利用の停止を命ずる場合には、あらかじめ上記行為者の意見を聴取するとともに、利用停止の理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

(リユース品の保証及び製造物責任)

第10条 市長は、リユース品、持込品の品質及び安全性に関する保証責任及びリユース品、持込品に係る製造物責任を一切負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月5日から施行する。

豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、生ごみ処理機器購入費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 電動又は手動で生ごみを攪拌し、微生物等の働きによる分解、温風又は加熱による乾燥等の方法により当該生ごみを減容又は消滅させる機能を有する機器をいう。
- (2) 生ごみ堆肥化容器 電気を使用せず、発酵や分解などの方法により、生ごみの堆肥化を促進することを目的として作られた容器をいう。
- (3) 生ごみ減量容器 自然乾燥、絞り上げ等の方法により生ごみの減容又は消滅することを目的として作られた容器をいう。
- (4) 基材 生ごみ堆肥化容器で使用する基材をいう。
- (5) 生ごみ処理機器 生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、生ごみ減量容器及び基材をいう。
- (6) ディスポーザー式生ごみ処理機 生ごみを粉砕して、直接、下水道や浄化槽に流す機能を有する生ごみ処理機をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進することにより、生ごみの減量及びその有効利用を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 生ごみ処理機器の購入の日に、現に市内に住所を有し、購入後も引き続き住所を有する見込みがあること。
- (2) 購入した生ごみ処理機器を、家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化のために適切に使用し、かつ、管理できること。
- (3) 生ごみ処理機器を、日本国内の販売店及び代理店から新規に購入すること。
- (4) 生ごみ処理機器の使用状況等について、市が実施するアンケートに協力できること。
- (5) 豊田市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助の条件)

第5条 補助対象となる生ごみ処理機器は、令和7年3月1日から令和8年3月31日までに購入したものであり、生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、生ごみ減量容器については、1世帯につき1基とする。基材については、1世帯につき6個まで、ダンボールコンポスト一式については、1世帯につき3個とする。ただし、複数世帯であると認められる場合は、それぞれの世帯を補助の対象とすることができる。

2 補助金の交付を受けた生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、生ごみ減量容器の購入の日から5年を超えているときは、新たな生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、生ごみ減量容器を補助の対象とすることができる。

(補助金額・申請回数)

第6条 補助金額及び申請回数は別表1に定めるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「交付申請者」という。)は、令和8年3月31日までに豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ支払証明書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の支払証明書は、次の各号のいずれかの原本又は写しとする。

(1) 領収書

(2) レシート

(3) その他支払いをしたことがわかる書類

3 規則第10条に定める実績報告は、前2項に定める書類をもって代えるものとする。

4 第5条第1項のただし書きの規定により、それぞれの世帯が生ごみ処理機器の補助を申請する場合は、第1項及び第2項に定めるもののほか、複数世帯申告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付申請の対象とした生ごみ処理機器を、他の者に転売又は貸与したとき。

(3) その他不相当と認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表1

補助対象機器※1、※2	補助金額※3	補助申請回数	購入可能数
①生ごみ処理機	購入価格の2分の1 (消費税含む) 上限：30,000円	年度内に1回 まで	1世帯につき 1基まで
②生ごみ堆肥化容器			
③生ごみ減量容器		年度内に2回 まで	1世帯につき 最大6個まで
④-1 基材			
④-2 ダンボールコンポスト 一式	年度内に1回 まで	1世帯につき 最大3個まで	

※1 ディスポーザー式生ごみ処理機は補助対象外とする。

※2 ①～④を併用した補助申請は可能とする。

※3 算出された額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

豊田市生ごみ堆肥化容器貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が生ごみ堆肥化容器を市民に無償で貸し出し、市民がこれを利用することにより、家庭から出る生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量を図る機会作りとすることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 堆肥化容器の貸与ができる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 貸与日に、現に市内に住所を有し、貸与後も引き続き住所を有する見込みがあること
- (2) 家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化を目的とし、適切に使用し、かつ管理できること
- (3) 堆肥化容器の貸与申請が初めてであること
- (4) 同一世帯で貸与申請を実施していないこと
- (5) 堆肥化容器の使用状況等について、市が実施するアンケートに協力できること
- (6) 豊田市税を滞納していないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(貸与期間)

第3条 堆肥化容器の貸与期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(交付の申請)

第4条 堆肥化容器を貸与しようとする者は、豊田市生ごみ堆肥化容器貸与申請書（様式第1号）に運転免許書、健康保険証、マイナンバーカード、パスポートその他の本人であることが確認できる官公署が発行した書類等を市長に提示しなければならない。

(貸与品の返還等)

第5条 市長は、貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に貸与した、堆肥化容器を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により堆肥化容器の貸与を受けたとき
- (2) 貸与の対象とした堆肥化容器を、他の者に転売又は貸与したとき
- (3) その他市長が堆肥化容器の貸与を不相当と認めたとき

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

豊田市粗大ごみ等運搬車両貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が自ら粗大ごみ等を運搬処理することにより、快適な生活環境及びごみの適正処理の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 粗大ごみ等 一般家庭から排出される固形状のもので、一時の持出し物の重量が10キログラム以上又はその容積が0.5立方メートル以上のもの及び刈り草剪定枝をいう。
- (2) 処理施設 粗大ごみ等を処理する施設で、可燃ごみにあっては渡刈クリーンセンター及び藤岡プラント、不燃ごみにあってはグリーン・クリーンふじの丘、刈り草剪定枝にあっては緑のリサイクルセンターをいう。

(事業)

第3条 粗大ごみ等を処理施設へ運搬するための運搬用車両として軽四輪トラック（以下「車両」という。）の貸出事業を行う。

(利用者の範囲)

第4条 車両を利用できる者は、豊田市内で発生した粗大ごみ等を運搬しようとする者に限る。

- 2 その他市長が適当と認めた者も利用することができる。

(利用日及び利用時間)

第5条 車両の利用日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 12月31日及び1月1日から1月3日 ただし、処理施設が開場している時は、この限りでない。
 - (3) 車両の検査、点検及び修理を行う日
- 2 車両の利用時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

(利用の許可)

第6条 車両を利用しようとする者は、粗大ごみ等運搬車両利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、車両の利用を許可したときは、粗大ごみ等運搬車両利用許可書（様式第2号）を交付する。
- 3 市長は、必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、車両を利用しようとする者が公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき、又は車両の管理上支障があると認めるときは、車両の利用を許可しない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第2項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、許可を取消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(利用者等の遵守事項)

第9条 利用者及び運転者（以下「利用者等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車両は、利用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 車両を運転する際は、常に関係法令を遵守し、安全運転に努めること。
- (3) 車両を他に転貸しないこと。
- (4) 許可を受けた運転者以外の者に運転させないこと。
- (5) 車両は許可時間内に返却すること。
- (6) その他市長が指示する事項。

(利用後の届出)

第10条 利用者は、車両を利用後、車両使用報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用料金)

第11条 利用者は、車両の利用許可を受けたときにおいて、1回につき3,000円の利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 市長は、特に公益上必要があると認めたときは、前条の利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者等は、車両の利用によって第三者又は市に損害を与えた場合には、法律の規定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行する。
(平成6年4月1日～平成24年4月1日の改正附則 省略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

豊田市ごみステーション原材料支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第3号。）第2条第2項第5号及び豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和60年規則第22号。）第2条で設置された、ごみステーションの整備及び改修に要する材料（以下「原材料」という。）を支給することにより、ごみの散乱防止及び街の環境、美観向上を図ることを目的とする。

(原材料)

第2条 この要綱に基づき支給する原材料は、ごみステーションの整備及び改修に必要な材料とする。

(支給対象等)

第3条 原材料の支給対象は、現在ごみステーションとして承認されているもの又は新たに設置申請されるもので、規模等、市長が必要と認めたものとする。

2 原材料は、前項の定めるところにより必要な材料を支給する。

(申請の手続)

第4条 原材料の支給を申請する場合、ごみステーションの管理者である自治区長（以下「申請者」という。）は、ごみステーション原材料支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 原材料は別表に定めた基準品（A）と不足する資材（B）を支給要望材料とする。

(支給決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定に基づいて申請書を受理したときは現地調査等を行い、適当と認めたときは予算の範囲内（50,000円未満／ごみステーション1か所当たり）において支給の決定をし、ごみステーション原材料支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(整備（改修）)

第6条 申請者は、前条の規定による支給決定通知日から起算して90日以内に整備（改修）を完了しなければならない。

(完了報告)

第7条 申請者は、整備（改修）が完了したときは、速やかにごみステーション整備（改修）完了報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(原材料の返還)

第8条 市長は、申請者が第6条に定める整備（改修）を完了しないときは、原材料の全部又は一部を返還させることができる。

(適用除外)

第9条 この要綱は、集合住宅及び豊田市宅地開発等に関する指導要綱の適用を受ける事業並びにこれに準じる事業に伴い設置されるごみステーションについては、適用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

基準品 (A)

番号	品名	規格	単価	備考
1	単管パイプΦ48.6	1.0m以下		カット代含む
2	単管パイプΦ48.6	1.5m以下		カット代含む
3	単管パイプΦ48.6	2.0m以下		カット代含む
4	単管パイプΦ48.6	2.5m以下		カット代含む
5	単管パイプΦ48.6	3.0m以下		カット代含む
6	単管パイプΦ48.6	4.0m以下		カット代含む
7	直交クランプ			
8	自在クランプ			
9	クランプカバー			
10	単管キャップ			
11	イレクターパイプΦ28	1.5m以下		カット代含む
12	イレクターパイプΦ28	2.0m以下		カット代含む
13	イレクターパイプΦ28	3.0m以下		カット代含む
14	ステンレスリング			
15	Sカンフック			
16	固定ベース			
17	結束バンド	250mm耐候性		1袋100本
18	メッキチェーン			
19	グリーンネット	25mm目2m×3m		

※ 単価は別途市長が定める。

豊田市ふれあい収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される一般廃棄物及び資源（以下「ごみ等」という。）を豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2項第5号及び豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和60年規則第22号。）第2条で設置された所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者等に対し、市長が戸別ごみステーションを設置し、ごみ等の収集支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ふれあい収集」とは、次条に規定する者に対する、条例第13条第1項に定めるごみ等の適正処理のための戸別収集をいう。

(対象者等)

第3条 ふれあい収集を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自動車等の交通用具が使用できず、独力でごみ等を排出することが困難である者とする。

- (1) 要介護認定者1号及び2号の要介護認定を受けている別表に示す一人暮らしの者
- (2) 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の所有者で別表に示す一人暮らしの者
- (3) 世帯員全員が、前2号に該当する世帯

(申請手続)

第4条 ふれあい収集を受けようとする者は、豊田市ふれあい収集申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(審査)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、本人の同意を基に申請者の居宅を訪問し、面会・必要な調査を行うものとする。

2 ふれあい収集対象者（以下「対象者」という。）は、清掃業務課内に組織するふれあい収集対象者認定審査会が決定する。

3 ふれあい収集対象者認定審査会は、前項の決定を行う場合には、必要に応じて民生委員等関係者の意見を参考にするものとする。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の規定により可否を決定したときは、豊田市ふれあい収集の実施に関する決定通知書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

2 申請者は前項の通知で対象となった場合には、貸与された原材料（ごみステーション）を管理し、破損した場合は速やかに市に報告するものとする。

（収集するごみ等の種別）

第7条 ふれあい収集により収集するごみ等の種別は、次のとおりとする。ただし、粗大ごみは収集しない。

- (1) 燃やすごみ
- (2) 埋めるごみ
- (3) 金属ごみ
- (4) プラスチック製容器包装
- (5) 資源（ガラスびん、ペットボトル、飲料缶、有害ごみ、危険ごみ）

（ごみ等の収集方法）

第8条 ふれあい収集によるごみ等の収集方法は、次のとおりとする。

- (1) 収集日は市の指定する日とする。
- (2) ごみステーションは、対象者の玄関の前等を原則とするが、支障のある場合は協議のうえごみステーションの位置を決定する。
- (3) 燃やすごみ、埋めるごみ、金属ごみ、プラスチック製容器包装については、それぞれの品目ごとに豊田市指定ごみ袋に入れて排出する。
- (4) ガラスびん、ペットボトル、飲料缶、有害ごみ、危険ごみについては、それぞれの品目ごとに透明な袋に入れてまとめて排出する。

（現況調査）

第9条 市は、定期的に第3条に規定する要件を満たしているかなど現況について調査することができる。

（関係機関への情報提供）

第10条 市は、対象者から一定期間ごみ等の排出がない場合は、関係機関に情報の提供を行うものとする。

（収集の一時停止）

第11条 対象者は、入院、旅行その他の理由で、ごみ等の排出を2週間以上一時停止する場合は、あらかじめ電話等により市に連絡し、市は、申出のあった期間、収集を一時停止する。

（対象者報告義務）

第12条 対象者は、第3条に規定する要件を満たさなくなったとき又はふれあい収集の必要がなくなったときは、直ちに電話等により市に連絡をしなければならない。

(収集の中止)

第13条 次の場合は、ふれあい収集を中止する。

- (1) 対象者から中止の申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 分別方法を守らないなど、収集を継続することが著しく困難であると認められるとき。

2 市長は、前項第3号によりふれあい収集を中止するときは、豊田市ふれあい収集の中止に関する決定通知書(様式第3号)を対象者に送付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい収集の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 類		ふれあい収集対象者の要件
要介護認定者1号及び2号		要支援2又は要介護1以上
障 が い 者	身体障がい者	身体障がい者手帳の障がいの種類及び等級 1 肢体不自由1級・2級・3級 2 視覚障がい1級・2級・3級
	精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳 1級・2級
	知的障がい者	療育手帳 A判定・B判定
※ 同一敷地内又は隣接地で世帯分離を行っていても同居とみなす。		

豊田市指定ごみ袋の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第3号）第13条第2項第2号に規定する、市が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋の種類)

第2条 指定ごみ袋は、次条に規定する規格に適合するもので、第4条の規定による市長の認定を受けて製造されたものとする。

2 指定ごみ袋の種類は、燃やすごみ用、金属ごみ用、埋めるごみ用、プラスチック製容器包装用の各大・小の8種類とし、大（ワイド含む）40ℓ・小24ℓの大きさとする。

(指定ごみ袋の規格)

第3条 指定ごみ袋は、次に掲げる規格とする。

(1) 材質 低・高ポリエチレン、その他市が認める素材とし、炭酸カルシウムの含有は認めない。

(2) 厚み 指定ごみ袋の種類ごとの厚みは以下のとおりとする。

燃やすごみ用 0.030mm（許容範囲±0.003mm）

埋めるごみ用 0.045mm（許容範囲±0.004mm）

金属ごみ用 0.045mm（許容範囲±0.004mm）

プラスチック製容器包装用 0.025mm（許容範囲±0.002mm）

(3) 大きさ

	縦 (m)	横 (mm)	容量 (ℓ)
大	850	500	40
小	630	400	24
ワイド	<u>720</u>	<u>650</u>	<u>40</u>

(4) 強度 次の数値以上とする。

種類 \ 項目	引張強さ (MPa)	伸び (%)	接着部の強度 (N/mm)
燃やすごみ用	縦 <u>35</u>	縦 <u>300</u>	<u>0.70</u>
	横 <u>29</u>	横 <u>300</u>	
金属ごみ用 埋めるごみ用	縦 31	縦 610	0.63
	横 26	横 780	
プラスチック製 容器包装用	縦 27	縦 450	0.40
	横 23	横 700	

※試験方法は、JIS Z1702（引張強さ・伸び・厚み） JIS Z1711（接着力）を準用する。

- (5) 色 燃やすごみ用は半透明とし、金属ごみ用、埋めるごみ用、プラスチック製容器包装用は透明とする。また、袋を半透明とするための着色剤の使用は認めない。
 - (6) 品質 指定ごみ袋は均質で泡、むら、フィッシュアイ、異物の混入、ピンホールなどの使用上有害な欠点がなく、かつ、形状が均整で、切断部などの仕上げが良好であり、印刷むらが目立たないものとする。
 - (7) 印刷 片面印刷とする。
 - ア 燃やすごみ用の袋の印刷色は緑色（エメラルドグリーン）とする。
 - イ 金属ごみ用の袋の印刷色は青色（プルシアンブルー）とする。
 - ウ 埋めるごみ用の袋の印刷色は赤色（ファイアーレッド）とする。
 - エ プラスチック製容器包装用の印刷色は黒色（ブラック）とする。
 - オ 指定ごみ袋の絵柄、文字については市が指定するものとする。
 - (8) 袋の形態 U形袋（市が指定する形態）
- 2 指定ごみ袋は、包装用外袋から1枚ごとに取り出せる形態とし、包装用外袋には取出口を設けること。1パック大が20枚入り、小が30枚入りとし、折り方は6つ折り又は8つ折りとする。
 - 3 20パックごとにダンボール箱に梱包すること。
 - 4 指定ごみ袋の製造にあたり、人体に有害な物質を使用しないこと。

（指定ごみ袋の認定）

- 第4条 市長は、豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第5条第3項に規定する入札参加資格者名簿に記載され、かつ、認定を受けようとする者が法人のときは市内に本社・本店、登記された支社・支店又は法人等の設立、事務所等の開設届がされた支社・支店を有するもののうちから、また、個人の場合は市内に住所又は、市内に法人等の設立、事務所等の開設の届けがされた支社・支店を有するもののうちから認定するものとする。
- 2 指定ごみ袋を製造し販売しようとする者は、豊田市指定ごみ袋認定申請書（様式第1号）を提出し、市長の認定を受けなければならない。
 - 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 申請者が法人である場合には、定款又は登記簿謄本
 - (2) 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票
 - (3) 申請者の業務履歴書
 - (4) 指定ごみ袋の見本品、袋の材質及びインクについての日本語表記のSDS（安全データシート）
 - (5) 前条第1項に規定する規格、強度に関する公的機関が行った検査成績表、発行日から1か月以内の原本（公的機関発行の証明書等）
 - (6) 豊田市税の完納証明
 - (7) 販売しようとする、小売業者名簿
 - (8) 製造場所の工場名・住所
 - 4 市長は、第2項の申請を適当と認めた場合は、申請者に認定番号を付した認定書（様式第2号）を交付する。

- 5 認定を受けるには、全ての種類を製造するものとする。
- 6 認定期間は、認定の日から2年間とする。
- 7 認定期間中に製造場所の変更があった場合は、第3項第4号、第5号及び第8号について提出すること。

(認定等の表示)

- 第5条 前条第2項の認定を受けた者(以下「認定製造者等」という。)は、袋及び包装用外袋の表面に、市長が認定する袋である旨の認定番号及び製造者名を印刷すること。
- 2 家庭用品品質表示法に基づいて、包装用外袋の表面に品質表示すること。
 - 3 JIS Z1711に基づいて、包装用外袋の表面に製造年月を印刷すること。

(指定ごみ袋の検査)

- 第6条 市は、必要に応じて認定製造者等が製造した指定ごみ袋を公的検査機関において検査するものとする。

(改善の指導)

- 第7条 市長は、認定製造者等により製造された袋が、第3条に規定する規格に適合しないと認めるときは、その指定ごみ袋を製造した認定製造者等に対し、販売の停止指示又は改善等の指導ができるものとする。
- 2 指導等を受けた認定製造者等は、規格に適合しない指定ごみ袋の発生理由を明確にし、改善計画及び発生した理由報告書を市長に提出するものとする。
 - 3 市長は、第1項の改善指導を受けた認定製造者等が、改善指導に従わない場合は、指定ごみ袋認定取消書(様式第3号)により認定を取消しができるものとし、該当事実等を公表することができる。
 - 4 前項の規定により認定の取消しを受けた認定製造者等は、直ちに認定書を市長に返還しなければならない。

(指定ごみ袋の廃止届)

- 第8条 認定製造者等が認定を受けた指定ごみ袋を廃止しようとするときは、指定ごみ袋廃止届(様式第4号)を市長に届出なければならない。

(販売の制限)

- 第9条 自治区を通じて販売するには、市と自治区斡旋販売の契約を締結しなければならない。ただし、自治区斡旋販売制度がなくなった場合はこの限りではない。
- 2 市外の店舗にて販売する場合は、市長の承認を得なければならない。
 - 3 第3条第2項の形態以外で販売する場合は、事前に市と協議し、市長の承認を得なければならない。

(製造者等の責務)

- 第10条 認定製造者等は、指定ごみ袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行

われるように努めなければならない。

- 2 市が指定ごみ袋に関する報告を求めた場合、認定製造者等は協力しなければならない。
- 3 市は認定製造者等の指定ごみ袋の在庫については補償しないため、製造にあたっては十分留意すること。
- 4 認定製造者等は、本要綱を遵守するとともに、市民からの苦情対応については、誠意を持って対応すること。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月27日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。ただし、第3条第2号及び第4号の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。ただし、第4条第1項の規定は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

豊田市指定ごみ袋利用促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第3号。）第13条第2項第2号の規定に基づき、広く市民が豊田市指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の利用促進を図ることにより、家庭から排出されるごみ等を適正に処理することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、指定ごみ袋とは、豊田市指定ごみ袋の認定に関する要綱（以下「認定要綱」という。）第4条で認定したものをいう。

(指定ごみ袋の販売)

第3条 指定ごみ袋は、豊田市清掃事業所、豊田市役所各支所及び豊田市内でその取扱を希望する店舗にて販売する。指定ごみ袋を販売する支所は別表1のとおりとする。

(指定ごみ袋の自治区へのあっせん)

第4条 自治区は、該当自治区内に居住する者が指定ごみ袋の購入を希望するときは、別図1指定ごみ袋あっせんフロー図に従いそれを取りまとめ、認定要綱第3条第2項で定めるパックの数で市（清掃事業所内清掃業務課）へ購入依頼することができるものとする。

2 自治区による指定ごみ袋あっせんの取りまとめは、あっせんの通知に記載されている期間で予算の範囲内とする。ただし、自治区よりあっせんの取りまとめをしない旨の申し出があった場合は、その限りではない。

3 市の自治区への指定ごみ袋あっせん価格の設定基準については別表2のとおりとする。

(指定ごみ袋利用促進報償費)

第5条 自治区が前条第1項に規定する指定ごみ袋あっせんの取りまとめをした場合、市は自治区に対して指定ごみ袋利用促進報償費を支給することができる。

2 指定ごみ袋利用促進報償費の額は、ごみ袋1パックにつき40円以内とする。

3 指定ごみ袋利用促進報償費の支払方法は、豊田市地域振興事務交付金要綱に基づき指定ごみ袋あっせん取りまとめ実績により、翌年度に豊田市地域振興事務交付金として支払うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

指定ごみ袋販売支所

支 所 名	所 在 地
旭支所	豊田市小渡町船戸 15-1
足助支所	豊田市足助町宮ノ後 26-2
稲武支所	豊田市稲武町竹ノ下 1-1
小原支所	豊田市小原町上平 441-1
下山支所	豊田市大沼町越田和 37-1
藤岡支所	豊田市藤岡飯野町田中 245

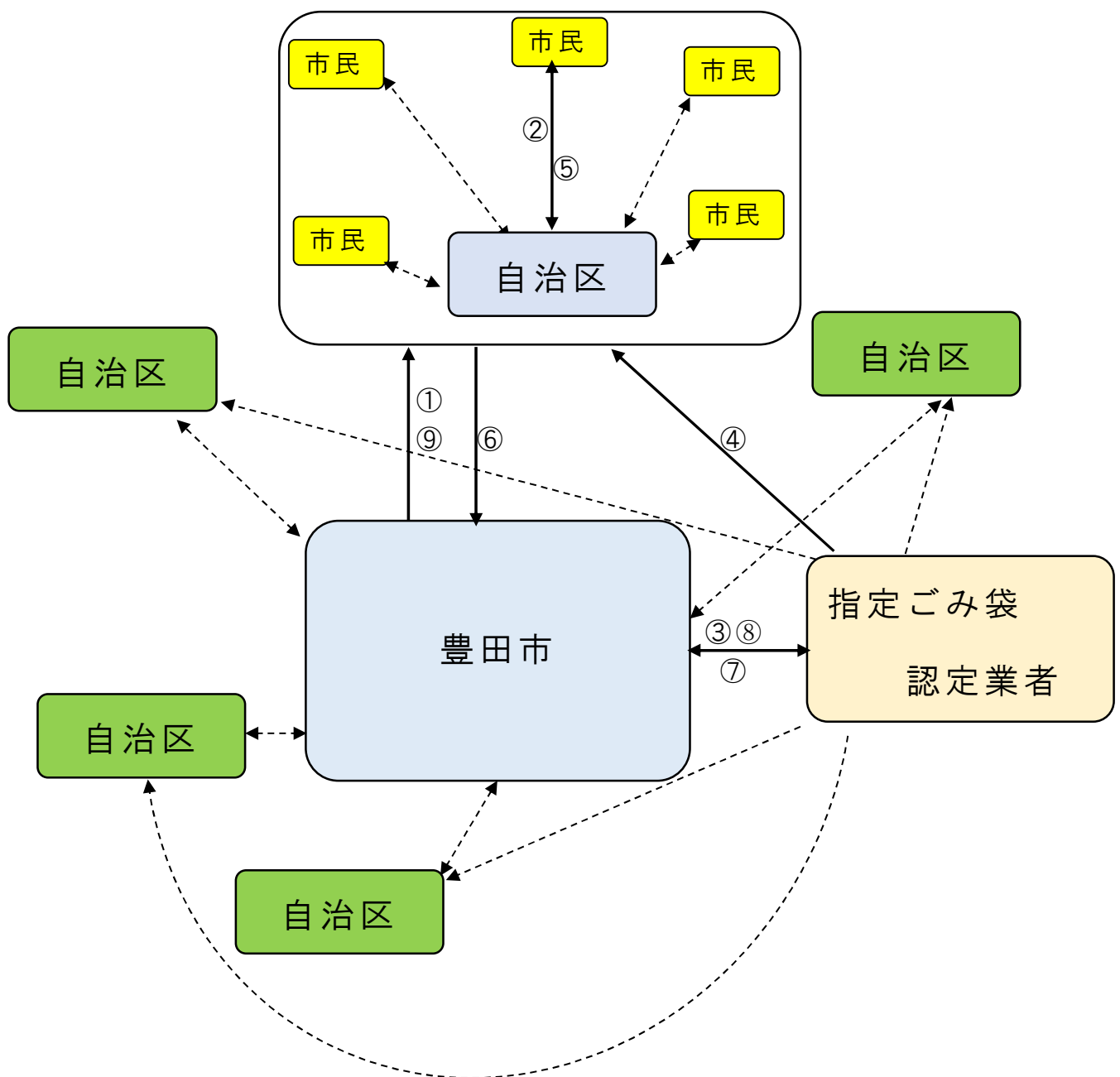
別表2 (第4条関係)

指定ごみ袋あっせん価格設定基準

項 目	適 用
設定時期	毎年度 ※豊田市指定ごみ袋入札結果判明時
価格	自治区あっせん各地区の燃やすごみ袋(大)の最低入札金額の10円未満の端数を切り捨てた金額
価格適用開始	翌年度4月1日

別図1 指定ごみ袋あっせんフロー図

- 1 市から各自治区へごみ袋あっせんの通知
- 2 自治区はごみ袋のあっせんを行う場合は市民（区民）から注文を受け、取りまとめ、市へ注文書を送付する。
- 3 市は認定業者に注文数と納付書を依頼。
- 4 認定事業者は各自治区にごみ袋と納付書を配布。
- 5 自治区は市民（区民）にごみ袋を配布し、第4条で定めた料金を徴収する。
- 6 自治区は徴収した料金を市へ支払う。
- 7 認定業者は配布したごみ袋の料金を市へ請求する。
- 8 市は、認定業者に料金を支払う。
- 9 翌年度、市は自治区に第5条第2項に基づき豊田市地域振興資金を支払う。



豊田市不法投棄パトロール隊活動支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法投棄パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）の活動支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援)

第2条 市長は、まちの美観及び地域環境の保全等を阻害する不法投棄やポイ捨て等（以下「不法投棄等」という。）の発生を防止し、市民の生活環境の向上及び地域環境保全を図るため、パトロール隊の活動に必要な支援を行うことができるものとする。

(団体登録)

第3条 市民等が主体となり継続的に活動を行う団体は、団体登録申請書（様式第1号）により登録することができるものとする。

2 団体登録には、次の要件を必要とする。

- (1) 2年以上継続して年間4回以上の活動を行うことができる団体
- (2) 1団体5名以上200名以内の団体
- (3) 代表者が20歳以上の者であること。

3 申請により登録を認める団体には市長から認定番号を付与するものとする。

4 団体名、代表者等の変更が生じたときは、速やかに市長に団体登録変更届（様式第2号）を提出するものとする。

(活動内容)

第4条 パトロール隊の活動は、次のとおりとする。

- (1) 不法投棄等のパトロール及び防止啓発
- (2) 不法投棄等の通報及び回収
- (3) 地域の清掃及びまち美化活動
- (4) その他環境美化等に関する活動

2 登録団体は、年1回、市長に活動報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(物品支給)

第5条 市長は、登録団体が活動するための支援として、必要な物品等を支給（以下「物品支給」という。）することができる。

2 物品支給は予算の範囲内で、1団体の限度額は年間5万円とする。ただし、活動の内容及び状況により、市長は支給制限をすることができる。

3 支給する物品等は、消耗品及び原材料とし、原材料の限度額は5万円のうちの3万円以内とする。

4 支給する物品等は、別表の「物品支給一覧表」に限るものとする。

- 5 物品支給を受けようとする団体は、物品支給申請書兼受領書（様式第4号）を市長に提出するものとし、物品支給を受けた団体は物品支給申請書兼受領書（様式第4号）に受領者が記名し提出しなければならない。
- 6 物品支給を受けた団体は、消耗品受給報告書（様式第5号）又は、原材料受給完了報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（登録の解除）

- 第6条 登録団体が活動を2年以上休止又は停止する場合は、団体登録廃止届（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、第3条第2項及び第4条第2項の規定により、登録団体が2年以上活動報告書の提出がない場合は、団体登録を解除することができるものとする。

（委任）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

豊田市不法投棄対策（きれいなまち）連絡会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊かな自然と調和する環境にやさしいまちづくりを推進する本市の美しい自然環境を損なう廃棄物の不法投棄を防止するため、不法投棄対策（きれいなまち）連絡会（以下「連絡会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 連絡会の構成は、清掃業務課長を会長、廃棄物対策課長を副会長とし、以下の関係機関又は課の委員を担当者とする。

豊田警察署 生活安全課	足助警察署 生活安全課		
名古屋国道事務所 豊田維持出張所	豊橋河川事務所 岡崎出張所	豊田加茂建設事務所 維持管理課	豊田加茂建設事務所 足助支所管理課
地域支援課	交通安全防犯課	森林課	公園緑地つかう課
都市整備課	土木管理課	道路維持課	土木課
河川課	地域建設課	廃棄物対策課	農地整備課
清掃業務課			

（検討事項）

第3条 連絡会での検討事項は、次のとおりとする。

- （1）不法投棄防止対策に関すること。
- （2）不法投棄の監視に関すること。
- （3）不法投棄の処理に関すること。
- （4）前各号の定めるもののほか、特に会長が必要と認めた事項。

（会議）

第4条 会長は、必要に応じて連絡会を招集し、会議を開くことができる。

（事務局）

第5条 連絡会の事務局は、環境部清掃業務課に置く。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、環境部副部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

豊田市不法投棄等取扱事務処理要領

(趣旨)

第1条 市民の生活環境及び自然環境を保持するため、不法投棄物の早期発見や処理、並びに不法投棄者に対する措置を行い、不法投棄等を絶滅するため、不法投棄等の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象地域)

第2条 対象地域は、市内全域とする。

(通報の内容確認)

第3条 不法投棄対策連絡会の委員は、市民等から不法投棄の通報を受けたときは、次の内容を確認の上、様式1「不法投棄等の通報・発見連絡票」(以下「連絡票」という。)を作成し、所管課へ連絡する。

- (1) 発見の日時
- (2) 発見の場所
- (3) 不法投棄の種類及び量
- (4) 不法投棄者又はその他証拠となるもの

(通報に対する処理)

第4条 所管課は、連絡票に基づき不法投棄の通報を受けた場合、速やかに次の内容について状況(現場)調査を行い、様式2「不法投棄等現場の状況調査票」を作成し、必要な措置を行う。

- (1) 現場確認(写真撮影)
- (2) 証拠物の拾得

(不法投棄者に対する措置)

第5条 不法投棄者に対する措置は、次のとおりとする。

- (1) 原状の回復を行わせる。
- (2) 速やかな原状回復が困難な場合は、文書により期間を定め、原状回復の催告を行う。
- (3) 原状回復に応じない場合は、警察と協議し、必要な措置を行う。

(不法投棄物の処理)

第6条 不法投棄者が判明しない場合、不法投棄物の回収は所管課が行う。ただし、必要に応じて環境部清掃業務課が回収し、処理を行う。

附 則

この要領は、平成12年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月21日から施行する。

豊田市不法投棄等防止監視カメラの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市が設置し、又は管理する不法投棄等の防止のための監視カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄等 廃棄物の不法投棄、野焼き及び不適正処理等その他違法行為をいう。
- (2) 監視カメラ 不法投棄等の防止を目的とするカメラで、特定の場所に設置され、かつ、画像データ録画装置を備えるものをいう（録画装置を備えていない監視カメラを含む。）。
- (3) 画像データ 監視カメラの録画装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、当該カメラの画像表示装置その他画像表示装置を用いて画像として表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。
- (4) 市民等 本市に居住し、若しくは滞在し、又は本市を通過する者をいう。

(職員等の責務)

第3条 市長は、市民等がその容貌及び姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、監視カメラの設置及び運用に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 職員又は職員であった者は、監視カメラの画像データから知り得た市民等の情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(管理責任者の設置等)

第4条 市長は、監視カメラによる個人情報画像データの適正な取得及び管理を図るため、各監視カメラを管理する所属ごとに監視カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び監視カメラ取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、当該監視カメラを管理する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

3 管理責任者は、画像データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他画像データの管理のために必要な措置を講ずるものとする。

4 取扱責任者は、管理責任者に命ぜられた者をもって充てる。

5 取扱責任者は、管理責任者の指示を受けて監視カメラの設置及び画像データの管理を行うものとする。

(監視カメラの設置場所等)

第5条 監視カメラは、不法投棄等が多発している場所を中心に監視カメラの特性、設置条件及び周囲の状況を勘案し、次に掲げる事項を考慮して選定した場所に設置する。

- (1) 不法投棄等の状況の把握及び不法投棄等をしている者（以下「不法投棄者等」という。）の特定について、その成果が期待できること。
- (2) 監視カメラを設置することで、不法投棄者等への啓発、警告等の効果が期待できること。
- (3) 不法投棄等の規模が比較的に大きく、周辺的环境への影響が大きいこと。
- (4) 原則として市有地に設置することができること。

2 前項第四号の規定にかかわらず、市有地以外に設置しなければ、不法投棄者等を撮影できない場合その他これに類する場合には、土地管理者の承諾を得た上で、市有地以外に設置することができる。

(設置等の記録)

第6条 取扱責任者は、監視カメラを設置したときは、設置記録簿（様式第1号）を作成し、管理責任者の確認を受けるものとする。

2 取扱責任者は、監視カメラの運用状況について、監視カメラ管理簿（様式第2号）に記録するものとする。

(監視カメラの設置の表示)

第7条 監視カメラを設置する場合は、次に掲げる事項を各監視カメラの撮影対象区域周辺の見やすい場所に、容易に視認できる方法により表示するものとする。

- (1) 「監視カメラ作動中」、「監視カメラ設置中」等の監視カメラを設置している旨
- (2) 監視カメラを設置している担当課等の名称等

2 前項の規定にかかわらず、表示しないことにより不法投棄者等を特定できる見込みがある場合等その他これに類する場合には、この限りでない。

(画像データの取扱い)

第8条 画像データを取り扱う者（以下「取扱者」という。）は、取扱責任者、その他管理責任者に命ぜられた者に限ることとし、当該画像データの内容が外部に漏れることのないように、細心の注意を払い取扱うものとする。

2 画像データの全部又は一部を複製する場合は、管理責任者の許可を得るものとする。

3 前2項の規定によるほか、画像データの取扱いについては、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）及び豊田市個人情報保護条例（平成15年条例第33号）に定めるところによるものとする。

(画像データの保管)

第9条 取扱責任者は、画像データを記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）を他

の文書と区別し、施錠のできる金庫等に厳重に保管するものとする。ただし、記録媒体の利用の態様等から金庫等に保管しておくことが適当でないものにあつては、他の方法により保管することができる。

(画像データの消去等)

第10条 画像データのうち不要なものについては、速やかに消去するものとする。

2 取扱者は、記録媒体から画像データを消去する場合は、当該画像データが漏えいしないよう、当該記録媒体に新たな記録を上書きする等の方法により確実かつ速やかに行わなければならない。

3 取扱責任者は、記録媒体を廃棄する場合は、画像データが漏えいしないよう、必要な措置を講じなければならない。

(監視カメラの貸出し)

第11条 監視カメラを管理する所属は、監視カメラを他の所属に貸し出す場合は、当要綱に基づいて設置及び運用をさせること。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

○豊田市路上喫煙の防止等に関する条例

平成30年3月26日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産に係る被害を防止し、もって安心かつ安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 喫煙 たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。

(2) 路上喫煙 道路、広場、公園その他の屋外の公共の場所（喫煙所（専ら喫煙の用途に供するための区域をいう。以下同じ。）を除く。）において、喫煙をすること（自動車の車内で喫煙をすることを除く。）をいう。

(3) 市民等 本市に居住し、若しくは滞在し、又は本市を通過する者をいう。

(4) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止等に関し、必要な啓発、市民等及び事業者の自主的な活動の支援その他必要な施策の実施に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、歩行喫煙（歩きながら、又は自転車等に乗しながら喫煙をすることをいう。）その他他人に迷惑を及ぼす喫煙をしないよう努めなければならない。

3 市民等は、喫煙をするときは、備付けの灰皿又は携帯用吸い殻入れを使用することにより、たばこの火を適正に管理するとともに、たばこの吸い殻を適正に処理しなければ

ならない。

(共働)

第5条 市、市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止等に関し、相互に連携し、及び共働するものとする。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第6条 市民等は、次条第1項に規定する路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第7条 市長は、安心かつ安全で快適な生活環境を確保するために路上喫煙を禁止することが特に必要と認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の住民、関係団体等の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨及び規則で定める事項を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。

4 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、分煙の促進に資するため、当該区域及びその周辺における喫煙所の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定の変更等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

(指導)

第9条 市長は、第6条の規定に違反した者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○豊田市路上喫煙の防止等に関する規則

平成30年3月26日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市路上喫煙の防止等に関する条例（平成30年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙禁止区域標識等の設置)

第2条 市長は、条例第7条第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、当該区域内の公衆の見やすい場所に、路上喫煙禁止区域である旨を記載した標識及び当該路上喫煙禁止区域の区域図を設置するものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定等の告示事項)

第3条 条例第7条第3項（条例第8条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 条例第7条第1項の規定による指定 次に掲げる事項

ア指定する路上喫煙禁止区域の名称

イ指定する区域

ウ指定年月日

(2) 条例第8条第1項の規定による変更 次に掲げる事項

ア変更する路上喫煙禁止区域の名称

イ変更の内容

ウ変更年月日

(3) 条例第8条第1項の規定による解除 次に掲げる事項

ア解除する路上喫煙禁止区域の名称

イ解除年月日

(身分証明書)

第4条 条例第9条の規定により指導する職員は、身分証明書（別記様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

豊田市一般廃棄物処理施設条例

昭和37年3月27日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、豊田市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市内（豊田市グリーン・クリーンふじの丘については、市内及びみよし市内。第3条第2号において同じ。）で生じた一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物を除く。以下同じ。）を処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置	施設能力
豊田市渡刈クリーンセンター	豊田市渡刈町大明神39番地3	可燃ごみの焼却処分 405t/日
豊田市藤岡プラント	豊田市下川口町奥山516番地4	可燃ごみの焼却処分 90t/日
豊田市緑のリサイクルセンタ ー	豊田市枝下町下笹沢197番地	廃棄物の再生処理 (1) 破碎 22.5t/日 (2) 発酵・熟成 27.0t/日
豊田市グリーン・クリーンふじ の丘	豊田市藤岡飯野町大川ケ原1161番 地89	不燃ごみの埋立処分 容積148,000m ³

(利用資格)

第3条 処理施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第7条第1項の規定により市長の許可を受けた者
- (2) 市内の土地又は建物の占有者（占有者がいないときは、土地又は建物の管理者）で市長が認めたもの
- (3) その他市長が適当と認めた者

(利用の許可)

第4条 処理施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、処理施設の管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、処理施設の利用を許可しない。

- (1) 処理しようとする一般廃棄物が市外から搬入されたものであるとき。ただし、豊田市グリーン・クリーンふじの丘においてみよし市内から搬入された場合を除く。
- (2) 第2条に規定する施設能力の範囲を超えると認めたとき。
- (3) 処理施設の管理上支障があると認めたとき。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、又は公益上特に必要があると認めたときは、許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 正当な理由なく、第8条の規定による検査を拒んだとき。

2 前項各号のいずれかに該当したことによる許可の取消し等により、利用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、処理施設の利用に際しては、この条例の規定、第4条第2項に規定する条件及び市長の指示に従わなければならない。

(搬入物検査)

第8条 市長は、適切な一般廃棄物の処理を確保するため、処理施設において、利用者が搬入する廃棄物を検査することができる。

(手数料)

第9条 一般廃棄物の処理に関する手数料については、別に条例で定めるところによる。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失により建物、附属設備又は物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でない認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(昭和38年条例第10号～平成30年条例第56号の改正附則 省略)

附 則 (令和5年3月20日条例第28号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和37年条例第14号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、豊田市一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用日及び利用時間)

第2条 処理施設の利用日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を除く日とする。

(1) 豊田市渡刈クリーンセンター及び豊田市グリーン・クリーンふじの丘 日曜日及び土曜日並びに12月29日から翌年1月3日まで

(2) 豊田市藤岡プラント及び豊田市緑のリサイクルセンター 日曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

2 処理施設の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 豊田市渡刈クリーンセンター及び豊田市グリーン・クリーンふじの丘 午前8時30分から午後4時まで

(2) 豊田市藤岡プラント 午前8時30分から午後4時まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から正午まで

(3) 豊田市緑のリサイクルセンター 午前9時30分から午後5時まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から正午まで

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

(利用許可手続)

第3条 条例第4条第1項の規定により利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊田市一般廃棄物処理施設／利用／利用変更／許可申請書兼許可書（様式第1号。以下「申請書兼許可書」という。）又は豊田市グリーン・クリーンふじの丘利用許可申請書（一般家庭用）（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、豊田市渡刈クリーンセンター、豊田市藤岡プラント又は豊田市緑のリサイクルセンターへ一般廃棄物を自ら搬入する場合（市長が別に定める場合を除く。）については、口頭で許可を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により利用許可の申請があった場合で利用資格を確認する必要があると認めるときは、申請者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証若しくは同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び所在地）を確認することができる書類の提示を求めることができる。

3 市長は、第1項本文の規定により利用許可の申請があった場合において、これを許可したときは、申請書兼許可書を申請者に交付する。ただし、豊田市グリーン・クリーン

ふじの丘利用許可申請書（一般家庭用）が提出された場合及び第1項ただし書の規定により口頭で許可申請がなされた場合は、口頭で許可するものとする。

- 4 前項本文の規定により申請書兼許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、交付された申請書兼許可書を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、申請書兼許可書の再交付を受けなければならない。

（利用許可の変更）

第4条 利用者は、既に受けた許可に係る申請書兼許可書（以下「従前の申請書兼許可書」という。）に記載された事項を変更しようとするときは、新たな申請書兼許可書に従前の申請書兼許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により利用の変更の申請があった場合において、これを許可したときは、新たな申請書兼許可書を利用者に交付する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に条例第4条第1項の規定により清掃工場の利用の許可を受けている者は、この規則第3条第2項の規定による許可を受けた者とみなす。

（平成16年規則第16号～令和2年規則第133号の改正附則 省略）

附 則（令和4年3月30日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市一般廃棄物処理施設管理規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市一般廃棄物処理施設管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年3月30日規則第32号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

豊田市一般廃棄物処理手数料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第3号。）第27条第3項及び豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和60年規則第22号。以下「規則」という。）第12条に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。以下同じ。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象及び減免率)

第2条 規則第12条第1項第3号及び規則別表第2第4号で定める特別な理由及び減免率を別表第1のとおりとする。

2 規則第12条第1項第2号における減免の対象者等については別表第2のとおりとする。

(減免の申請手続)

第3条 規則第12条第1項第1号による減免申請においては、豊田市社会福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書等を添付するものとする。

2 規則第12条第1項第2号による減免申請において、火災による場合は消防署長が発行するり災証明書を、災害による場合は市長が発行するり災証明書を添付するものとする。

3 規則第12条第1項第3号にかかる減免申請において、手数料を徴収する算定根拠となる計量が、施設側の要因により不能となった場合は減免申請を不要とする。

(減免適用の事務の取扱い)

第4条 一般廃棄物処理手数料の減免事務の取扱いは、別に定める。

(減免の取消し)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに減免を取り消すことができる。

(1) 規則第12条第1項に該当しなくなったとき。

(2) 第2条に該当しなくなったとき。

(3) 申請及び施行に不正な行為があったとき。

(4) 減免をする施設側の要因がなくなったとき。

(5) その他市長が減免を不相当と認めたとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(平成22年7月1日～令和2年12月1日改正附則 省略)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象者名	用件及び内容	減免率%
1 個人（豊田市民）	① 高齢者又は障がい者で、著しく一般廃棄物の排出が困難な状況で、自治区長又は地区民生委員から申出がある場合	100
	② 一般廃棄物の排出者が所在不明又は死亡等で、一般廃棄物により生活環境の保全上支障が生じ、自治区長から申出がある場合	100
	③ 空き地等へ不法投棄された一般廃棄物を土地所有者又は管理者自ら施設へ搬入する場合	100
	④ 豊田市不良な生活環境を解消するための条例（平成28年条例第2号）第2条第4号に規定する「不良な生活環境」の解消及び未然防止のために行う一般廃棄物の処理であって、豊田市不良な生活環境を解消するための対策会議設置要綱第2条に基づき設置する「対策会議」の長が必要と認めた場合	100
2 市又は事業者が委託する業者	① 市が収集すべき一般廃棄物について収集運搬を委託する場合（清掃事業所の担当課による業務委託）	100
	② 事業者が管理する寮から発生する一般廃棄物の処理を市と協議し認めた場合で、その事業者が委託する一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入する場合（事業者が市直営の代行をする場合）	100
3 市の組織（各課、こども園、小学校、中学校、給食センター等）	① 各担当課から発生する一般廃棄物を職員自ら施設に搬入する場合	100
	② 市が管理する施設から発生する一般廃棄物を職員自ら施設に搬入する場合	100
	③ 生活扶助を受けている者が死亡等により世帯廃止となり、身内及び管理会社等による一般廃棄物の排出が困難な状況で、職員自ら施設に搬入する場合	100
4 市職員が派遣等されている協会公社等（ただし、株式会社を除く。）	市職員が派遣等されている施設から発生する一般廃棄物を施設の職員自ら施設に搬入する場合	100
5 市が主催する行事等	市が主催する行事等から発生する一般廃棄物を職員自ら施設へ搬入する場合（規模の大きなイベントについては事前協議が必要）	100

6 自治区関係	① ごみステーションの管理及び自治区公共施設の管理に伴う一般廃棄物を自治区民自ら施設へ搬入する場合	100
	② 不法投棄された一般廃棄物を自治区民自ら施設へ搬入する場合	100
	③ 自治区が主催する行事から発生する一般廃棄物を自治区民自ら施設へ搬入する場合	100
7 その他	① 不法投棄パトロール隊活動支援要綱に基づく活動により回収された一般廃棄物を登録団体自ら施設へ搬入する場合	100
	② 企業等団体のボランティア活動（非営利活動に限る。）で、道路等の草木を伐採し発生した一般廃棄物又は道路等において回収した一般廃棄物若しくは高齢者等の自宅から収集した一般廃棄物を当該ボランティア活動の実施者自ら施設へ搬入する場合	100
	③ 公共用水域等における自然災害（災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。）によって発生した一般廃棄物を管理者自ら施設へ搬入する場合	100
	④ 環境美化活動により発生する一般廃棄物を施設へ搬入する場合	100
	⑤ 手数料を徴収する算定根拠となる計量が、施設側の要因により不能となった場合（免除期間についてはその都度定める）	100
	⑥ ①から⑤のいずれにも該当しない場合	100%以内で市長が定める率

〔注〕

- ここに記載する施設へ搬入するとは、市の管理運営する施設に搬入することである。
【施設名は、グリーン・クリーンふじの丘、渡刈クリーンセンター、藤岡プラント、緑のリサイクルセンター】
- 別表第1第1項第4号における減免申請をする場合は、搬入時までに対策会議委員長の決定書等を添付するものとする。

別表第2（第2条関係 り災のもの）

対象者名	用件及び内容	減免率%
1 豊田市内又はみよし市内でり災した物件の所有者等	① り災した物件が居住の用に供していた家屋、動産等である場合又は居住部分の占める割合が2分の1以上の併用住宅である場合	100
	② り災した物件が前号に該当しない場合（店舗、事務所、倉庫、農業用倉庫及び居住の用に供されていない動産のみの場合など）	50

〔注〕

- 1 減免の申請及びり災物の搬入は、申請者自ら行うこと。ただし、業者に搬入させる場合は本人（又は家族）が付き添うことが必要
- 2 減免の適用期間は、り災日から起算して30日以内とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は協議し、期間を決定する。
- 3 り災物以外は、減免対象としない。
- 4 みよし市内で発生したり災ごみの搬入は、グリーン・クリーンふじの丘処理対象の廃棄物に限るものとする。
- 5 所有者等とは、り災した物件の所有者、管理者及び占有者などをいう。
- 6 減免率は、当該り災物件がり災者本人によって居住の用に供されているか及び当該り災物件に占める居住部分の割合によって決定する。

豊田市清掃工場廃棄物処理要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 廃棄物の搬入基準
- 第3章 火災等の被災廃棄物の取扱基準
- 第4章 処理手数料の一括納付の取扱基準
- 第5章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市渡刈クリーンセンター及び豊田市藤岡プラント（以下「清掃工場」という。）における一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処理に関し、必要な事項を定める。

第2章 廃棄物の搬入基準

(廃棄物の搬入量の計量)

第2条 廃棄物の搬入量は、清掃工場が設置する計量器において搬入時に廃棄物を積載した状態で車両重量の計量を行い、清掃工場内で廃棄物の処分を行った後に、再度、車両重量の計量（以下「2回目計量」という。）を行うことにより、その計量の差によって算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ車両の空車時の重量を登録した車両にあっては、当該空車時の重量を2回目計量の重量とみなして、廃棄物の搬入量を算出することができるものとする。

3 前2項における清掃工場の計量器の計量単位は10キログラムとする。

(搬入車両の制限)

第3条 清掃工場へ廃棄物を搬入することのできる車両は、次のとおりとする。

- (1) 総重量が25トン以下の車両
- (2) 車両の高さが3.5メートル以下の車両
- (3) 車両のホイールベースが、渡刈クリーンセンターにあっては8メートル以下、藤岡プラントにあっては6メートル以下の車両
- (4) 車両のトレッドが2.7メートル以下の車両

(搬入することのできる廃棄物)

第4条 清掃工場に搬入することのできる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち可燃性のものとする。ただし、次の各号に掲げるものを除くものとする。

- (1) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物
- (2) 再生利用可能な紙類、古布類等
- (3) 不燃物が混入しているもの
- (4) 粉状又は液状のもの
- (5) 発火又は爆発のおそれのあるもの
- (6) 破碎施設への投入ができないものであって、渡刈クリーンセンターにあっては長さ2メートル又は太さ30センチメートル以上のもの、藤岡プラントにあっては長さ2メートル又は

太さ10センチメートル以上のもの

(7) 焼却に際し、高い熱量を発生する等焼却施設での適正処理に支障が発生する可能性のあるもの

(8) 前各号に定めるもののほか適正に処理ができないと判断されるもの

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、清掃工場の利用を許可しないことができる。

(1) 前項に規定する清掃工場に搬入することのできる廃棄物以外の廃棄物又はその他の廃棄物と分別しないで搬入しようとする場合

(2) 前号のほか指示遵守事項に従わない場合

(搬入量の制限)

第5条 清掃工場に搬入することのできる廃棄物のうち、次の各号に掲げるもので、一時的に多量なものについては、搬入量を制限できるものとする。

(1) プラスチック類

(2) 刈草及び剪定枝類

(3) 木製パレット、畳、木型及び木製家具類等の破砕処理が必要となるもの

(4) 前3号に定めるもののほか多量であるために清掃工場で適正な処理が困難であるもの

(利用者の遵守事項)

第6条 清掃工場の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 清掃工場の構内で自動車等を運転する際は、時速15キロメートル以内で走行し安全運転に努めること。

(2) 清掃工場の利用時間前に、清掃工場周辺道路で待機のための駐車をしていないこと。

(3) 廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないようにすること。

(4) ごみピット又は破砕施設への廃棄物の投入は、職員の指示により転落防止等安全に注意して利用者自ら行うこと。

(5) 廃棄物の投入は速やかに行い、長時間にわたり投入場所を占有しないこと。

(6) 清掃工場の構内で、搬入車両の洗浄又は清掃を行わないこと。

(7) 適正な廃棄物の搬入の確認及び利用者への指導を行うために清掃工場が実施する搬入検査に協力すること。

(8) 前各号に定めるもののほか、適正な廃棄物の受入れ及び安全確保のために清掃工場が指示する事項に従うこと。

(利用時間)

第7条 豊田市一般廃棄物処理施設管理規則(平成7年規則第2号。以下「規則」という。)第2条第3項の規定に基づき、当分の間、月曜日に限り渡刈クリーンセンターは、午前7時30分から午後4時までを利用時間とする。

2 規則第2条第3項の規定に基づき、当分の間、清掃工場の利用時間のうち正午から午後1時までを、法第7条の規定に基づき市長の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)の利用時間から除くものとする。

第3章 火災等の被災廃棄物の取扱基準

(被災廃棄物の搬入)

第8条 火災等により被災した者は、被災した家屋及び動産(以下「被災廃棄物」という。)のう

ち、可燃性のものを清掃工場に搬入することができる。

2 前項の被災廃棄物を清掃工場に搬入する場合には、官公庁が発行する被災を証明する書類を添えて清掃工場の利用の申請を行うこととする。

3 被災廃棄物の清掃工場への搬入は、清掃工場の利用日における利用時間内に行うものとする。

第4章 処理手数料の一括納付の取扱基準

(手数料の一括納付)

第9条 清掃工場の利用者は、手数料を各月の月末を整理日として月ごとに一括して支払うこと(以下「一括納付」という。)ができる。

(申請及び承認基準)

第10条 前条の一括納付をしようとする者は、豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認(更新)申請書(様式第1号)により申請するものとする。

2 一括納付の承認基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法第7条の規定に基づき市長の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に新規で一括納付を承認する場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 許可業者として1年以上経過していること。

イ 清掃工場への搬入回数が、前年度1年間における1か月当たりの平均が20回以上であること。

(2) 許可業者の更新を承認する場合は、更新時において手数料の未納がないこと。

(3) 国又は地方公共団体で市長が必要と認めた場合

(4) その他市長が必要と認めた場合

3 市長は、第1項の規定により一括納付を承認するときは、申請者に豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(承認期間)

第11条 一括納付の承認期限は、一括納付の申請を行った清掃工場の利用許可期限とする。

(請求)

第12条 市長は、各月の月末を整理日として、納入通知書により手数料を請求するものとする。

ただし、一括納付の取扱いを取り消された者に対しては、その取消しの日を整理日として手数料を請求するものとする。

(納付)

第13条 一括納付は、納入通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

(督促)

第14条 納期限までに手数料の全額の納付がされないときは、別に定めるところにより督促するものとする。

(一括納付の取消し)

第15条 一括納付の取扱いを受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その取扱いを取り消し、豊田市廃棄物処理手数料一括納付取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(1) 督促状による督促においてもその納期限までに手数料の納付がされない場合

(2) 一般廃棄物の収集運搬の業を廃止した場合

(3) 法第19条の3の規定による改善命令、法第19条の4の規定による措置命令を受けた場

合又は市の指導に繰り返し従わない場合

(4) 法第7条の3又は同14条の3の規定により事業の全部又は一部の停止処分を受けた場合

(5) 法第7条の4又は同14条の3の2の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消された場合

(6) その他市長が必要と認めた場合

2 前項の規定に基づき、一括納付の取扱いを取り消された者は、その効力の発生する日から手数料の納付は現金とする。

3 第1項第1号の規定により一括納付の取扱いを取り消された者は、未納分の手数料の全額の納付が確認された日から1年間は一括納付の申請を行うことができないものとする。

4 第1項の規定により一括納付の取扱いを取り消された者は、当該停止期間の満了した日から起算して1年間は一括納付の申請を行うことができないものとする。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、豊田市渡刈清掃工場廃棄物処理要綱又は豊田加茂広域市町村圏事務処理組合豊田加茂清掃センター廃棄物処理要綱に基づいて行われた許可申請その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいて行われた許可申請その他の行為とみなす。

(平成18年4月1日～平成26年4月1日の改正附則 省略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊田市清掃工場廃棄物処理要綱の規定に基づいて行われた許可申請その他の行為は、改正後の豊田市清掃工場廃棄物処理要綱の規定により行われた許可申請その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

豊田市清掃工場廃棄物処理事務要領

第1条 この要領は、豊田市清掃工場廃棄物処理要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 施行日において要綱第10条第2項により、現に渡刈クリーンセンター又は藤岡プラントで一括納付を承認されているものは、清掃工場の一括納付を申請できる。一括納付の承認基準は更新と同様とする。

第3条 要綱第10条第2項第4号に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 豊田市内に本店、支店等の事業所が存在し、次に掲げる要件のすべてを満たして、刈草を搬入した場合
 - ア 市税等に滞納がないこと。
 - イ 国又は地方公共団体が出資する営利を目的としない公共的団体又は文化、産業、医療等の公共的な活動を営む団体若しくは国又は地方公共団体が指定する管理者等と有効な契約を締結し、その契約内容が豊田市清掃工場を受入可能物となっていること。
 - ウ 納付すべき一般廃棄物処理手数料について、連帯して保証する団体等があること。
- (2) 国又は地方公共団体が出資する営利を目的としない公共的団体であること。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

豊田市計量カード貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市渡刈クリーンセンター、豊田市藤岡プラント、豊田市グリーン・クリーンふじの丘及び豊田市緑のリサイクルセンター（以下「処理施設」という。）へ一般廃棄物等を搬入する際に必要となる計量カードの貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計量カードの貸与)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の規定により市長の許可を得た者のうち、豊田市一般廃棄物処理施設管理規則（平成7年規則第2号。以下「規則」という。）第3条の規定により市長の許可を得た者及び特に市長が必要と認めた者は、市長に計量カード貸与／貸与変更／再貸与申請書（様式第1号。以下「様式第1号」という。）を提出し、搬入車両ごとに計量カードの貸与を受けなければならない。

2 計量カードの貸与を受けている車両は、当該計量カードが有効な限り、重ねて計量カードの貸与を受けることができない。

3 計量カードの有効期間は、規則第3条の規定により、許可された利用許可期間の満了する日までとする。

(計量カードの貸与変更)

第3条 計量カードの貸与を受けている者は、第2条第1項の規定により提出した様式第1号の内容に変更が生じたときは、市長に様式第1号を提出し、その内容を変更しなければならない。

2 計量カードの貸与を受けている者は、搬入車両に異動を生じたときは、当該計量カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(計量カードの再貸与等)

第4条 計量カードの貸与を受けている者は、計量カードの亡失又は損傷を認知したときは、直ちに、その旨を計量カード亡失等届出書（様式第2号。以下「様式第2号」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 計量カードの貸与を受けている者は、前項の規定により、様式第2号を市長に提出したときは、併せて計量カードの再貸与を受けようとする旨その他の事項を記載した様式第1号を市長に提出して、計量カードの再貸与を受けなければならない。ただし、計量カードの再貸与を要しないときは、様式第1号により、計量カードの貸与枚数を変更しなければならない。

3 前項本文の規定により、計量カードの再貸与を受けようとする者は、現に貸与を受けている計量カードを亡失した場合を除き、当該計量カードを市長に返納の上、再貸与を求めなければならない。

4 市長は、第1項の規定により、様式第2号が提出された場合において、計量カードの亡失又は損傷の理由が、計量カードの貸与を受けている者の瑕疵によると認められるときは、計量カードの実費相当額を徴収するものとする。

(計量カードの返納)

第5条 計量カードの貸与を受けている者は、次の各号に定める場合、速やかに、計量カードを市長に返納しなければならない。

- (1) 計量カードを亡失し、計量カードの再貸与を受けた場合において、亡失した計量カードを発見したとき。
- (2) 計量カードがその効力を失ったとき。
- (3) 市長に計量カードの返納を命じられたとき。

(計量カードの管理)

第6条 計量カードの貸与を受けている者は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 市長の許可なく計量カードを他人に譲渡又は貸与すること。
- (2) 市長の許可なく計量カードの券面を改ざんすること。
- (3) 市長の許可なく計量カードに記録された情報を不正に解析し、読み出し、書き込みをし、又は他の媒体にコピーすること。
- (4) 計量カードを故意に汚し、曲げ、折り、又は割ること。

(有効期間内の貸与の申請)

第7条 計量カードの貸与を受けている者は、当該計量カードの有効期間の満了する日までの期間が2月未満となった場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、市長に対し、当該計量カードの有効期間内においても当該計量カードを提示して、新たな計量カードの貸与を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、電子情報処理をすることにより、その者が現に有する計量カードを引き続き使用させることができる。

(計量カードの失効)

第8条 計量カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 計量カードの貸与を受けている者が、法第7条の3の規定に基づき、事業の停止を命じられたとき。
- (2) 計量カードの貸与を受けている者が、法第7条の4の規定に基づき、許可の取消しをされたとき。
- (3) 第7条の規定に基づく計量カードの有効期間内の貸与の申請がなされず、計量カードの有効期間が満了したとき。
- (4) 返納された計量カードにあっては、当該計量カードが返納されたとき。
- (5) 次条第1項の規定により計量カードの返納を命ぜられたとき。

(計量カードの返納命令)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、計量カードの貸与を受けている者に対し、計量カードの返納を命ずることができる。

- (1) 計量カードの貸与を受けている者が第6条の規定に違反したとき。
- (2) 前条第1号から第3号の規定のいずれかに該当したとき。
- (3) 錯誤又は過失により計量カードを貸与したとき。
- (4) 計量カードの貸与が公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により計量カードの返納を命ずることを決定したときは、当該計量カードの貸与を受けている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

家庭系臨時ごみ取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、豊田市清掃工場廃棄物処理要綱第16条、豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理要綱第15条及び豊田市グリーン・クリーンふじの丘廃棄物処理要綱第11条に定める必要な事項の一つとして、家庭系臨時ごみに関する事項を定める。

（家庭系臨時ごみの内容）

第2条 家庭系臨時ごみとは、豊田市内から発生した家庭系のごみをごみステーションや豊田市一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）へ自ら出せないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき市長の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に収集運搬を依頼することをいう。

（家庭系臨時ごみの取扱い）

第3条 収集運搬を依頼した者は、許可業者に家庭系臨時ごみの収集運搬を依頼する場合、家庭系臨時ごみ確認票（様式第1号）を許可業者に提出しなければならない。

2 許可業者は、提出された家庭系臨時ごみ確認票を豊田市に提出しなければならない。

（処理手数料）

第4条 家庭系臨時ごみの処理手数料は、家庭系の料金とする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年12月1日から施行する。

豊田市渡刈クリーンセンター溶融スラグ販売要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市渡刈クリーンセンターにて発生する溶融スラグの有効利用の促進を図るため、溶融スラグの販売に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「溶融スラグ」とは、一般廃棄物を溶融処理することにより発生する溶融固化物をいう。

(販売製品)

第3条 販売する溶融スラグは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条に基づき制定されたJISA5032「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の規格に相当するものとする。

(販売場所)

第4条 溶融スラグの販売場所は、豊田市渡刈クリーンセンターとする。

(販売日及び販売時間)

第5条 溶融スラグの販売日は、次に掲げる日を除く日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 溶融スラグの販売時間は、午前8時30分から午後4時までとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に販売日又は販売時間を変更することができる。

(販売対象)

第6条 販売の対象者は、アスファルト混合物を製造する者、その他有効利用できると認められた者で、次の各号のいずれかに該当する品質の確保ができるものとする。

(1) 豊田市渡刈クリーンセンターが販売する溶融スラグを用いて、愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる材）の認定を受けた製品・資材等を製造する者

(2) 市が発注する公共工事に用いるため、豊田市渡刈クリーンセンターの溶融スラグ入りの製品を製造しようとする者

(3) その他市長が必要と認められた者

(申込み)

第7条 溶融スラグを購入しようとする者は、溶融スラグ購入申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、市長へ提出しなければならない。

(販売等の制限及び停止)

第8条 市は、販売用溶融スラグの在庫量が不足する場合その他やむを得ない事情がある場合は、溶融スラグの販売等を制限し、又は停止することができる。

2 前項により溶融スラグの販売等を制限し、又は停止した場合は、購入申込者に対し必要に応じて溶融スラグ不出荷証明書（様式第3号）を発行する。

(購入者の責務)

第9条 溶融スラグを購入する者（以下「購入者」という。）は、溶融スラグの積込みを行うとき及び運搬するときは、安全に十分留意しなければならない。

(販売単価)

第10条 溶融スラグの販売単価は、10kg当たり2円（消費税及び地方消費税を含む。）と

する。

(販売代金の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、溶融スラグの販売代金を減免することができる。

- (1) 溶融スラグの有効利用の促進に適した試験及び研究等を行う者であると市長が認めたとき。
- (2) 市が自ら使用するとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定に基づき減免を受けようとする者は、溶融スラグ減免申請書(様式第2号)に必要事項を記載の上、市長へ提出しなければならない。

(計量)

第12条 販売する溶融スラグの計量は、豊田市渡刈クリーンセンターが設置する計量機において溶融スラグの積込みを行う前に車両重量の計量を行い、溶融スラグの積込みを行った後に、再度、車両重量の計量を行うことにより、その計量の差によって算出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市が特に指示した場合は、その指示に従い計量するものとする。
- 3 豊田市渡刈クリーンセンターの計量機の計量単位は、10kgとする。

(引渡し)

第13条 溶融スラグの引渡しは、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 引渡しは、豊田市渡刈クリーンセンターでの現地引渡しとし、運搬車両への積込みは市が行うものとする。
- (2) 引渡しの際、計量票及び出荷票(様式第5号)を渡すものとする。
- (3) 引渡しを受けた者の求めに応じて、道路用溶融スラグ細骨材試験成績書(様式第4号)を発行するものとする。

(販売代金の徴収)

第14条 市長は、各月の月末を整理日として、豊田市予算決算会計規則(昭和63年規則第23号)第38条第2項に定める納入通知書により代金を徴収するものとする。

- 2 購入者は、納入通知書に記載された納付期限までに販売代金を納付しなければならない。
- 3 納付期限までに販売代金の全額が納付されないときは、督促状により督促するものとする。

(債権管理)

第15条 前条にかかる債権管理は、豊田市債権管理条例(平成21年条例第1号)に基づき行うこととする。

(販売の停止)

第16条 溶融スラグの購入者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その販売を停止するものとする。

- (1) 督促状により督促した場合においても、その納期限までに販売代金の納付がされないとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 廃棄物の搬入基準
- 第3章 処理手数料の一括納付の取扱基準
- 第4章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市緑のリサイクルセンター（以下「緑のリサイクルセンター」という。）における一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 廃棄物の搬入基準

(廃棄物の搬入量の計量)

第2条 廃棄物の搬入量は、緑のリサイクルセンターが設置する計量器において搬入時に廃棄物を積載した状態で車両重量の計量を行い、場内で廃棄物の処分を行った後に、再度、車両重量の計量（以下「2回目計量」という。）を行うことにより、その計量の差によって算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ車両の空車時の重量を登録した車両にあっては、当該空車時の重量を2回目計量の重量とみなして、廃棄物の搬入量を算出することができるものとする。

3 前2項における緑のリサイクルセンターの計量器の計量単位は10キログラムとする。

(搬入車両の制限)

第3条 緑のリサイクルセンターへ廃棄物を搬入することのできる車両は、次のとおりとする。

- (1) 総重量が2.5トン以下の車両
- (2) 車両の高さが3.5メートル以下の車両
- (3) 車両のホイールベースが、8メートル以下の車両
- (4) 車両幅が2.7メートル以下の車両

(搬入することのできる廃棄物)

第4条 緑のリサイクルセンターに搬入することのできる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物とし、次の各号に定めるところによる。ただし、別表に掲げるものを除くものとする。

- (1) 刈草類等
- (2) せん定枝類等
- (3) 食品残さ類等

2 前項第3号に規定する食品残さ類等の搬入者は、市長が認めたものに限る。

(搬入量の制限)

第5条 前条に規定する廃棄物のうち、一時的に多量なものについては、搬入量を制限できるものとする。

(利用者の遵守事項)

第6条 緑のリサイクルセンターの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 場内で自動車等を運転する際は、時速15キロメートル以内で走行し安全運転に努めること。
- (2) 利用時間前に、緑のリサイクルセンター周辺道路で待機のための駐車をしなないこと。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
- (4) 廃棄物の搬入等は、職員の指示により安全に注意して利用者自ら行うこと。
- (5) 廃棄物の搬入等は速やかに行い、長時間にわたり投入場所を占有しないこと。
- (6) 場内で、搬入車両の洗浄又は清掃を行わないこと。
- (7) 適正な廃棄物の搬入の確認及び利用者への指導を行うために職員が実施する搬入検査に協力すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、適正な廃棄物の受入及び安全確保のために職員が指示する事項に従うこと。

(利用の不許可)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、緑のリサイクルセンターの利用を許可しないことができる。また、利用者に廃棄物の持ち帰り、その他必要な指示をすることができる。

- (1) 前条に掲げる事項を遵守しない場合
- (2) 別表の搬入禁止物を搬入しようとした場合
- (3) 廃棄物の排出場所が、豊田市外であることが判明した場合
- (4) 緑のリサイクルセンターに搬入することのできる廃棄物以外の廃棄物又はその他の廃棄物と分別しないで搬入しようとする場合
- (5) 前各号のほか緑のリサイクルセンター職員の指示に従わない場合

第3章 処理手数料の一括納付の取扱基準

(手数料の一括納付)

第8条 利用者は、手数料を各月の月末を整理日として月ごとに一括して支払う(以下「一括納付」という。)ことができる。

(申請及び承認基準)

第9条 前条の一括納付をしようとする者は、豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認(更新)申請書(様式第1号)により、申請するものとする。

2 一括納付の承認基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第7条の規定に基づき市長の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に新規で一括納付を承認する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
 - ア 許可業者として1年以上経過していること。
 - イ 緑のリサイクルセンターへの搬入回数が、申請時における過去1年間の回数を12か月で除した回数が20回以上であること。

ウ 豊田市清掃工場廃棄物処理要綱の規定に基づき、一括納付の取扱いを取り消されていないこと。

(2) 許可業者の更新を承認する場合は、更新時において手数料の未納がないこと。

(3) 国又は地方公共団体で市長が必要と認めた場合

(4) その他市長が必要と認めた場合

3 市長は、第1項の規定により一括納付を承認するときは、申請者に豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（承認期間）

第10条 一括納付の承認期限は、一括納付の申請を行った緑のリサイクルセンターの利用許可期限とする。

（請求）

第11条 市長は、各月の月末を整理日として、納入通知書により手数料を請求するものとする。ただし、一括納付の取扱いを取り消された者に対しては、その取り消しの日を整理日として手数料を請求するものとする。

（納付）

第12条 一括納付は、納入通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

（督促）

第13条 納期限までに手数料の全額の納付がされないときは、別に定めるところにより督促するものとする。

（一括納付の取消し）

第14条 一括納付の取扱いを受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その取扱いを取り消し、豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(1) 督促状による督促においてもその納期限までに手数料の納付がされないとき。

(2) 法第7条に規定する一般廃棄物の収集運搬業を廃止したとき。

(3) 法第19条の3の規定による改善命令、法第19条の4の規定による措置命令を受けた場合又は市の指導に繰り返し従わないとき。

(4) 法第7条の3又は法第14条の3の規定により事業の全部又は一部の停止処分を受けたとき。

(5) 法第7条の4又は法第14条の3の2の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき。

(6) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定に基づき、一括納付の取扱いを取り消された者は、その効力の発生する日から手数料の納付は現金とする。

3 第1項第1号の規定により一括納付の取扱いを取り消された者は、未納分の手数料の全額の納付が確認された日から1年間は一括納付の申請を行うことができないものとする。

4 第1項第2号から第7号の規定により一括納付の取扱いを取り消された者は、一括納付の取消しの日から起算して1年間は一括納付の申請を行うことができないものとする。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

緑のリサイクルセンター搬入禁止物

区 分	主 な 内 容 物
刈草類 せん定枝類	<ul style="list-style-type: none"> ・ウルシ、ヌルデ等の触れるとかぶれるもの ・アセビ、キョウチクトウ等の有毒植物 ・長さが2 m以上の木類 ・直径30 cm以上の木類 ・板材、木材類 ・防腐剤を施した木類 ・著しく悪臭を発するもの ・腐敗したもの ・根、土が付いているもの ・野菜、果実及びこれらがついている草木類 ・竹、笹、落葉類 ・刈草類、せん定枝類を原材料とした加工品 ・上記に定めるもののほか適正に処理ができないと判断されるもの
食品残さ類	<ul style="list-style-type: none"> ・硬い骨 ・硬い種 ・クルミの殻 ・貝殻 ・腐敗した生ごみ ・著しく悪臭を発するもの ・上記に定めるもののほか適正に処理ができないと判断されるもの

豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理事務要領

第1条 この要領は、豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第4条第1項第3号に規定する食品残渣類等の搬入基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 成分に偏りがなく、脱水処理がしてあること。
- (2) 調理又は裁断等が施されていること。
- (3) 腐乱又は悪臭がないこと。
- (4) 使用する容器は市長の認めた物とする。
- (5) 既存堆肥の分量に著しく影響を与えないこと。

第3条 要綱第4条第2項に規定する市長が認めたものは、次のとおりとする。

- (1) 豊田市
- (2) 豊田市教育委員会
- (3) 公益財団法人 豊田市学校給食協会
- (4) その他、市長が認めた民間業者

第4条 要綱第9条第2項第4号に規定するものは、次のとおりとする。

(1) 豊田市内に本店、支店等の事業所が存在し、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

ア 市税等に滞納がないこと。

イ 国、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する営利を目的としない公共的団体又は文化、産業、医療等の公共的な活動を営む団体若しくは国又は地方公共団体が指定する管理者等と有効な契約を締結し、その契約内容が豊田市緑のリサイクルセンターで受入可能物となっていること。

ウ 納付すべき一般廃棄物処理手数料について、連帯して保証する団体等があること。

(2) 国又は地方公共団体が出資する営利を目的としない公共的団体であること。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

(平成23年3月1日～平成26年4月1日の改正附則 省略)

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

豊田市緑のリサイクルセンター堆肥及びチップ販売要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市緑のリサイクルセンター（以下「緑のリサイクルセンター」という。）にて製造する堆肥及びチップの有効利用の促進を図るため、堆肥及びチップの販売に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「堆肥及びチップ」とは次のものとする。

- (1) 堆肥とは、せん定枝類、刈草類、食物残渣等を発酵処理して製造したもの
- (2) チップとは、せん定枝類を破碎した木片状チップ及び木片状チップを膨潤処理したもの並びに刈草類を破碎処理したもの

(販売する堆肥及びチップ)

第3条 販売する堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年5月1日法律第127号、以下「法」という。）第22条の規定により届け出た特殊肥料とする。

- 2 販売するチップは、緑のリサイクルセンターでの加工・処理したものとする。
- 3 緑のリサイクルセンターでは、販売する堆肥及びチップの品質管理をする。

(販売場所)

第4条 堆肥及びチップの販売場所は、次のとおりとする。

- (1) 堆肥の販売場所 緑のリサイクルセンター及び豊田市渡刈クリーンセンター（以下「渡刈クリーンセンター」という。）
- (2) チップの販売場所 緑のリサイクルセンター
- (3) その他市長が必要と認めた場所

(販売日及び販売時間)

第5条 前条第1号及び第2号の販売場所における堆肥及びチップの販売日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 緑のリサイクルセンター
日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 渡刈クリーンセンター
日曜日、土曜日、12月29日から翌年の1月3日まで

2 堆肥及びチップの販売時間は次に掲げる時間とする。

- (1) 緑のリサイクルセンター
午前9時30分から午後5時まで、ただし、土曜日は午前8時30分から正午まで
- (2) 渡刈クリーンセンター
午前8時30分から午後4時まで

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、臨時に販売日又は販売時間を変更することができる。

(申込み)

第6条 堆肥及びチップを購入しようとする者は、堆肥・チップ購入申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、市長へ提出しなければならない。ただし、物品売払契約に基づき購入する場合はこのかぎりではない。

2 堆肥及びチップを緑のリサイクルセンター及び渡刈クリーンセンター施設内で現金又はクレジットカード、携帯端末等を用いた電子決済（市長が指定したものに限る。）で納付し、かつ、自ら運搬する場合は、口頭で申請することができる。

（販売等の制限及び停止）

第7条 市は、販売する堆肥及びチップの在庫量が不足する場合又はやむを得ない事情がある場合は、堆肥及びチップの販売等を制限し又は停止することができる。

2 販売する堆肥及びチップの用途は、市長が別に定める。

（購入者の責務）

第8条 堆肥及びチップを購入する者（以下「購入者」という。）は、堆肥及びチップの積込みを行うとき及び運搬するときは、安全に十分留意しなければならない。

（販売単価）

第9条 堆肥及びチップ等の販売単価（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとする。

- (1) 袋詰め堆肥 1袋当たり150円
- (2) ばら堆肥 10キログラム当たり50円
- (3) チップ 荷姿はばらとし10キログラム当たり20円
- (4) 物品売払契約に基づく場合 契約書に記載された単価

（販売代金の減免）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、堆肥及びチップの販売代金の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 購入者が堆肥及びチップの有効利用の促進に適した試験及び研究等を行う者であると市長が認めたとき。
- (2) 市が自ら使用するとき。
- (3) イベント、PRのために配布するとき。
- (4) 循環型農業による使用をするとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

2 販売代金の減免率は、別表1のとおりとする。

3 第1項の規定に基づき減免を受けようとする者は、堆肥及びチップ購入減免申請書（様式第2号）に必要事項を記載の上、市長へ提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により減免の申請があった場合において、これを許可するときは、堆肥及びチップ購入減免許可書（様式第3号）を申請者に交付する。

（計量）

第11条 販売するばら堆肥及びチップの計量は、緑のリサイクルセンターが設置する計量器において、ばら堆肥及びチップの積込みを行う前に車両重量の計量を行い、ばら堆肥及びチップの積込みを行った後に、再度、車両重量の計量を行うことにより、その計

量の差によって算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市が特に指示した場合は、その指示に従い計量するものとする。

3 緑のリサイクルセンターの計量器の計量単位は、10キログラムとする。

(引渡し)

第12条 堆肥及びチップの引渡しは、次の各号のとおり行うものとする。

(1) ばら堆肥の場合は緑のリサイクルセンター施設内、袋詰め堆肥の場合は緑のリサイクルセンター又は渡刈クリーンセンター施設内での引渡しとする。

(2) 引渡しの際、ばら堆肥の場合は、法に規定する肥料表示と計量票を、チップの場合は、計量票を渡すものとする。

(3) 緑のリサイクルセンター及び渡刈クリーンセンター以外で引渡しを受ける者は、別表2に定める引渡地区に応じた運搬料金を支払うものとする。ただし、第10条第1項の規定のうち第4号以外の各号に該当する場合は、運搬料金を免除できるものとする。

(4) 引渡しを受けた者の求めに応じて、堆肥成分検査書を発行するものとする。

(販売代金の徴収)

第13条 購入者は、緑のリサイクルセンター又は渡刈クリーンセンターの施設内で引渡しを受ける場合は現金又はクレジットカード、携帯端末等を用いた電子決済(市長が指定したものに限る。)で、それ以外の場所で引渡しを受ける場合は販売代金を現金にて納付しなければならない。ただし、物品売払契約に基づく場合及び同条第3項に規定する方法で購入しようとする場合はこの限りではない。

2 前条第3号に該当する者は、販売代金とは別に別表2に定める運搬料金を現金にて納付しなければならない。

3 前各項の規定にかかわらず、購入者が次の各号のいずれかに該当するときは、販売代金及び運搬料金を各月の月末を整理日として、まとめて徴収する方法によることができる。

(1) 豊田市アーバングリーン協会の会員

(2) 公共団体又は公共的団体

(3) 袋詰め堆肥を納品する販売店等

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 購入者は、納入通知書に記載された納付期限までに販売代金及び運搬料金を納付しなければならない。

5 納付期限までに販売代金及び運搬料金の全額が納付されないときは、別に定めるところにより催促するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

(平成23年8月11日～平成25年8月15日の改正附則 省略)

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第10条関係）

堆肥販売代金 減免基準

減免理由	減免率%
(1) 購入者が堆肥及びチップの有効利用の促進に適した試験及び研究等を行う者であると市長が認めたとき。	100%
(2) 市が自ら使用するとき。	100%
(3) イベント、PRのために配布するとき。	100%
(4) 循環型農業による使用をするとき。	50%
(5) その他市長が必要と認めたとき。	100%

別表2（第12条関係）

運搬料金

引渡し地区	金額（円）
挙母	1,000
高橋	1,000
上郷	1,000
高岡	1,000
猿投	500
松平	1,000
藤岡	500
小原	1,000
足助	1,000
下山	2,000
旭	2,000
稲武	2,000

- ※1 1台につき1往復分の料金とする。
 2 運搬は豊田市内に限る。
 3 引渡時間は、申請時に決めるものとする。

豊田市グリーン・クリーンふじの丘廃棄物処理要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 廃棄物の搬入基準
- 第3章 火災等の被災廃棄物の取扱基準
- 第4章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市グリーン・クリーンふじの丘における一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の処理に関し、必要な事項を定める。

第2章 廃棄物の搬入基準

(廃棄物の搬入量の計量)

第2条 廃棄物の搬入量は、グリーン・クリーンふじの丘が設置する計量器において搬入時に廃棄物を積載した状態で車両重量の計量を行い、場内で廃棄物の処分を行った後に、再度、車両重量の計量(以下「2回目計量」という。)を行うことにより、その計量の差によって算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ車両の空車時の重量を登録した車両にあっては、当該空車時の重量を2回目計量の重量とみなして、廃棄物の搬入量を算出することができるものとする。

(搬入車両の制限)

第3条 グリーン・クリーンふじの丘へ廃棄物を搬入することのできる車両は、次のとおりとする。

- (1) 総重量が30トン以下の車両
- (2) 車両の高さが3.8メートル以下の車両
- (3) 車両のホイールベースが9メートル以下の車両
- (4) 車両幅が2.5メートル以下の車両

(搬入することのできるもの)

第4条 グリーン・クリーンふじの丘に搬入することのできるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち不燃性のものとし、次の各号に定めるところによる。ただし、別表第1に掲げるものを除くものとし、ごみの分別基準は、豊田市の分別基準を基本とする。

- (1) 家庭系不燃物(埋めるごみ及び金属ごみ。ただし、焼却残渣を除く。)
- (2) 事業系不燃物(豊田市が管理する焼却施設の焼却残渣、し尿処理施設の焼却残渣及び沈砂、事業系の焼却残渣)

(埋立てすることのできないもの)

第5条 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物は、埋立てすることができない。

(搬入量の制限)

第6条 グリーン・クリーンふじの丘に搬入することのできる廃棄物のうち、次の各号に掲げるもので、一時的に多量なものについては、搬入量を制限できるものとし、その量については1か月当たり1トンとする。ただし、り災、災害等に伴う廃棄物の搬入量については、施設管理者と協議の上、決定するものとする。

- (1) コンクリートがら、柱材、屋根材及び壁材
- (2) 前号に定めるもののほか多量であるためにグリーン・クリーンふじの丘で適正な処理が

困難であるもの

(利用者の遵守事項)

第7条 グリーン・クリーンふじの丘の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 場内では案内標識に従うとともに、安全運転に努めること。
- (2) 利用時間前に、グリーン・クリーンふじの丘周辺道路で待機のための駐車をしていないこと。
- (3) びん、缶類及び鉢類は水ですすぐなどして、中身が流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
- (4) アスベストが混入している恐れのあるスレート材やグラスウール等の断熱材は、袋で密閉するなど飛散防止措置を施すこと。
- (5) 刃物類及び割れたガラス等は紙等に包んで搬入すること。
- (6) ダンプ施設での廃棄物の投入は、職員の指示により転落防止等安全に注意して利用者自ら行うこと。
- (7) 廃棄物の投入は速やかに行い、長時間にわたり投入場所を占有しないこと。
- (8) 適正な廃棄物の搬入の確認及び利用者への指導を行うために職員が実施する搬入検査に協力すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、適正な廃棄物の受入及び安全確保のために職員が指示する事項に従うこと。

(廃棄物の持ち帰り)

第8条 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、搬入者に廃棄物の持ち帰り、その他必要な指示をすることができる。

- (1) 前条に掲げる事項を遵守しない場合
- (2) 別表第1の搬入禁止物を搬入しようとした場合
- (3) 廃棄物の排出場所が、豊田市内、みよし市内以外であることが判明した場合
- (4) 収集市町名を偽って搬入しようとした場合
- (5) グリーン・クリーンふじの丘の利用許可を受けずに搬入しようとした場合
- (6) 搬入物を偽って搬入しようとした場合
- (7) グリーン・クリーンふじの丘に搬入することのできる廃棄物以外の廃棄物又はその他の廃棄物と分別しないで搬入しようとする場合
- (8) 前各号のほか指示遵守事項に従わない場合

(利用時間)

第9条 豊田市一般廃棄物処理施設管理規則(平成7年規則第2号。)第2条第3項の規定に基づき、利用時間のうち正午から午後1時までを、法第7条の規定に基づき市長の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)の利用時間から除くものとする。

第3章 火災等の被災廃棄物の取扱基準

(被災廃棄物の搬入)

第10条 火災等により被災した者は、被災した家屋及び動産(以下「被災廃棄物」という。)のうち、不燃性のものをグリーン・クリーンふじの丘に搬入することができる。

- 2 前項の被災廃棄物を搬入する場合には、官公庁が発行する被災を証明する書類を添えてグリーン・クリーンふじの丘の利用の申請を行うこととする。
- 3 被災廃棄物の搬入は、グリーン・クリーンふじの丘の利用日における利用時間内に行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
(豊田三好事務組合グリーン・クリーンふじの丘管理運営要綱の廃止)
- 2 豊田三好事務組合グリーン・クリーンふじの丘管理運営要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

グリーン・クリーンふじの丘搬入禁止物

No.	区 分	主 な 内 容 物
1	危険物	・農薬、その他毒性の強い危険を伴う薬品 ・塗料、ペンキ類でシンナー、ベンジン等の引火性の強いものが混入したもの
2	火気のあるもの	・焼却灰で火気のあるもの ・火災による残焼物で火気のあるもの ・その他火気のあるもの
3	著しく悪臭を発生するもの	・残渣物
4	体積の大きなもの	・長さ2m、幅2m、高さ0.7m以上のもの ※1 （浄化槽、電気温水器等）
5	長大なもの	・長さが2m、直径30cm以上の物 ※1
6	車両、動力機類	・自動車（カート含む。） ・自動二輪車（ポケットバイク含む。） ・原動機付自転車 ・発電機 ・ジェットスキー ・上記対象物の構成部品で、そのもの自体と判断できるもの（シャーシ、トランスミッション等） ・エンジン類（原動機付自転車以上のもの）
7	感染性のもの	・注射器 ・注射針
8	機械の故障につながるもの	・厚さ15mm以上の金属のかたまり ・1メートル以上のワイヤーロープ
9	市で収集しないもの	・タイヤ ・パソコン ※2 ・バッテリー ・農業用機械 ※3 ・ボンベ ・ピアノ ・石、土、砂 ・家電4品目 ※4 ・廃消火器

※1 ただし、搬入者が切断できないものであって、施設管理者が認めたものについてはこの限りではない。

※2 ただし、製造メーカー又はパソコン3R推進センターへ問い合わせた結果、廃棄物として判断されたもので、施設管理者が認めたものについてはこの限りではない。

※3 ただし、耕運機等の走行機でなく、かつ、上記No. 4、5、6、8にあてはまらないもので、施設管理者が認めたものについては、この限りではない。

※4 家電4品目の処理は、家電小売店・量販店に依頼する。又は、指定取引場所に直接搬入する。

豊田市し尿処理施設廃棄物処理要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 廃棄物の搬入基準
- 第3章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市逢妻衛生プラント及び豊田市砂川衛生プラント（以下「し尿処理施設」という。）の管理及びし尿処理施設における廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(利用日及び利用時間)

第3条 し尿処理施設の利用日は、日曜日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日とする。

2 し尿処理施設の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 豊田市逢妻衛生プラント 午前8時から午後4時まで
- (2) 豊田市砂川衛生プラント 午前8時30分から午後4時まで

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

第2章 廃棄物の搬入基準

(廃棄物の搬入量の計量)

第4条 廃棄物の搬入量は、し尿処理施設が設置する計量器において搬入時に廃棄物を積載した状態で車両重量の計量を行い、し尿処理施設内で廃棄物の処分を行った後に、再度、車両重量の計量（以下「2回目計量」という。）を行うことにより、その計量の差によって算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ車両の空車時の重量を登録した車両にあっては、当該空車時の重量を2回目計量の重量とみなして、廃棄物の搬入量を算出することができるものとする。

3 前2項におけるし尿処理施設の計量器の計量単位は10キログラムとする。

(搬入車両の制限)

第5条 し尿処理施設に廃棄物を搬入することのできる車両は、ふん尿車等とし、次の各号を満たす車両とする。

- (1) 最大積載量が10トン以下の車両
- (2) 車両の高さが3.2メートル以下の車両
- (3) 車両のホイールベースが、6メートル以下の車両
- (4) 車両幅が2.7メートル以下の車両
- (5) 排出ホース径が100ミリメートル以下の車両
(搬入することのできる廃棄物)

第6条 し尿処理施設に搬入することのできる一般廃棄物は、汚泥及びふん尿とし、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) し尿
- (2) 浄化槽汚泥
- (3) ディスポーザ汚泥

2 し尿処理施設に搬入することのできる産業廃棄物は、前項各号に掲げる一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物であって、市長が特に必要と認めたものに限る。
(搬入物等の制限)

第7条 豊田市逢妻衛生プラントに搬入することのできるし尿及び浄化槽汚泥は、豊田市及び知立市で発生したのものに限る。

- 2 豊田市砂川衛生プラントに搬入することのできるし尿及び浄化槽汚泥は、豊田市及びみよし市で発生したのものに限る。
- 3 し尿処理施設に搬入することができるディスポーザ汚泥は、豊田市内で発生したのものに限る。
- 4 市長は、各施設において受入れるディスポーザ汚泥の量が、1か月当たり10キロリットルを超えるおそれがあるときは、搬入の制限を行うことができる。
(受入れの中止)

第8条 市長は、し尿処理施設の維持管理等に支障があると認められる場合は、廃棄物の受入れを中止することができる。

(搬入物の調査)

第9条 市長は、適正な搬入物の搬入の確認又は、廃棄物の排出者若しくは搬入者(以下「排出者等」という。)への指導を行うために、搬入物の調査を実施することができる。

- 2 排出者等は、前項の規定により市長の実施する搬入物の調査に協力しなければならない。
(利用者の遵守事項)

第10条 し尿処理施設の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) し尿処理施設の構内では案内標識に従うとともに、安全運転すること。
- (2) し尿処理施設の利用時間前に、し尿処理施設周辺道路で待機のための駐車をしないこと。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
- (4) 廃棄物の投入は、安全に注意して利用者自ら速やかに行い、長時間にわたり投入場所を占有しないこと。
- (5) し尿処理施設の構内で、搬入車両の洗浄又は清掃を行わないこと。
- (6) し尿及び浄化槽汚泥をし尿処理施設へ搬入しようとする者は、当月の20日までに市長へ翌月の搬入予定表(様式第1号。以下「予定表」という。)を提出すること。ただし、20日が休日の場合は、翌営業日に提出すること。
- (7) ディスポーザ汚泥をし尿処理施設へ搬入しようとする者は、搬入を希望する日の10日前までに市長へ搬入連絡書(様式第2号。以下「連絡書」という。)を提出すること。

- (8) 前2号の規定より提出した予定表又は連絡書の内容に変更が生じたときは、速やかに市長へ変更後の予定表又は連絡書を提出すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、適正な廃棄物の受入れ及び安全確保のために職員が指示する事項に従うこと。

第3章 雑則

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

豊田市一般廃棄物処理施設における身分証明書等の提示を求める基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊田市一般廃棄物処理施設管理規則（平成7年規則第2号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、身分証明書等の提示を求める基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この基準は、豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和37年条例第14号）第4条第1項の規定により利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、規則第3条で規定する豊田市一般廃棄物処理施設／利用／利用変更／許可申請書兼許可書によらない方法で利用許可を申請する者に適用する。

第3条 申請者に提示を求める身分証明書等は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (2) 住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）
- (3) 運転免許証
- (4) 運転経歴証明書
- (5) 自動車検査証（登録車に限る。）
- (6) 納税通知書
- (7) 在留カード
- (8) 特別永住者証明書
- (9) 国又は地方公共団体の機関が発行した申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び所在地）を確認することができる書類

(提示を求める基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当したときは、申請者に身分証明書等の提示を求めるものとする。

ただし、施設の管理上、支障があるときはこの限りではない。

- (1) 搬入車両のナンバーが「豊田」以外であるとき。
- (2) 搬入車両（登録車）のナンバーのひらがなが「わ」又は「れ」であるとき。
- (3) 搬入車両（軽自動車）のナンバーのひらがなが「わ」であるとき。
- (4) 申請内容に疑いがあるとき。
- (5) その他施設の管理上、必要があるとき。

(不携帯時等の取扱い)

第5条 前条の規定により身分証明書等の提示を求めた場合において、次の各号のいずれかに該当したときは、申請者に廃棄物の発生場所等を聞取り、適切な搬入と判断される場合は、施設の利用を許可するものとする。

- (1) 申請者が身分証明書等を携帯していないとき。
- (2) 申請者の身分証明書等に記載された住所と現住所が異なるとき。
- (3) 搬入する廃棄物が刈草又はせん定枝のとき。

(別居の親族による搬入時の取扱い)

第6条 廃棄物の排出者と別居する親族が処理施設（渡刈クリーンセンター、藤岡プラント、緑のリサイクルセンター及びグリーン・クリーンふじの丘）に一般廃棄物を搬入するときは、一般廃棄物搬入依頼書（様式第1号）の提出を受けなければならない。

2 前項に規定する親族は、3親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族とする。

(提示を拒否した場合等の取扱い)

第7条 申請者が身分証明書等の提示を拒否したとき又は前条第1項の規定による一般廃棄物搬入依頼書（様式第1号）の提出がないときは、規則第3条で規定する豊田市一般廃棄物処理施設／利用／利用変更／許可申請書兼許可書による申請を求めるものとする。

(事実婚等の取扱い)

第8条 この基準において事実婚及び豊田市ファミリーシップ宣言は、法律婚に準じて取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年3月30日から施行する。

豊田市一般廃棄物処理施設利用許可の取消し等の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和37年条例第14号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による許可の取消し等に関し、その基準等を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政処分 条例第6条第1項の規定による施設の利用許可の取消し又は利用の中止若しくは停止に係る命令をいう。
- (2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (5) 搬入禁止物 産業廃棄物、市外から搬入された一般廃棄物（豊田市グリーン・クリーンふじの丘においてはみよし市内から搬入された場合を除く。）、豊田市清掃工場廃棄物処理要綱第4条第1項各号に掲げる一般廃棄物、豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理要綱別表に掲げる一般廃棄物及び豊田市グリーン・クリーンふじの丘廃棄物処理要綱別表第1に掲げる一般廃棄物をいう。
- (6) 利用者 条例第4条第1項の規定により許可を受けた者をいう。

(搬入物検査)

第3条 市長は、条例第8条の規定により実施した搬入物検査において、搬入が禁じられている物の搬入が明らかになったときは、利用者に対して是正及び改善計画書（様式任意）の提出を求めることができる。

(行政処分の基準等)

第4条 行政処分に係る基準は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

- 2 別表1及び別表2に定める要件のいずれかに該当する場合には、豊田市一般廃棄物処理施設利用許可取消通知書（様式第1号）、豊田市一般廃棄物処理施設利用許可中止命令書（様式第2号）及び豊田市一般廃棄物処理施設利用許可停止命令書（様式第3号）により通知するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

別表1（第4条関係）

行政処分要件	処分内容	処分期間
(1) 不正な手段による施設の利用許可の取得 不正な手段により条例第4条第1項の規定による許可を受けた者	利用許可の 取消し	・ 処分日 豊田市一般廃棄物処理施設利用 許可取消通知書を通じた日
(2) 利用資格の喪失 条例第3条各号のいずれにも該当しなくなった者		
(3) 搬入禁止物の搬入 第2条第1項第5号に規定した搬入禁止物を搬入した者で、違反内容が著しく悪質であると認められたものを同一の許可の下で合計3回行った者		
(4) 搬入禁止物の搬入 第2条第1項第5号に規定した搬入禁止物を搬入した者で、違反内容が著しく悪質であると認められたものを同一の許可の下で合計2回行った者	利用の中止 命令	・ 処分期間の開始日 豊田市一般廃棄物処理施設利用 許可中止命令書を通じた日 ・ 処分期間の終了日 改善計画書を受理した翌日から3 0日後
(5) 搬入禁止物の搬入 第2条第1項第5号に規定した搬入禁止物を搬入した者で、違反内容が著しく悪質であると認められたものを同一の許可の下で初めて行った者	利用の停止 命令	・ 処分期間の開始日 豊田市一般廃棄物処理施設利用 許可停止命令書を通じた日 ・ 処分期間の終了日 改善計画書を受理した日
(6) 搬入物検査の拒否等 正当な理由なく、搬入物検査を拒否し、又は是正及び改善計画書の提出の求めに従わなかった者		

別表2（第4条関係）

著しく悪質であると認める場合
(1) 搬入した廃棄物のうち、搬入禁止物が全体数の過半数の割合を占めている場合
(2) 市外（豊田市グリーン・クリーンふじの丘においてはみよし市内から搬入された場合を除く。）で発生した一般廃棄物を搬入した場合
(3) 建設廃棄物等を一般廃棄物と偽って搬入した場合
(4) その他市長が著しく悪質と認めた場合

令和7年度（令和6年度実績）豊田市の清掃事業
（条例・規則・要綱編）

令和7年9月発行

編集・発行 豊田市環境部循環型社会推進課

〒470-1202 豊田市渡刈町大明神39-3

（電 話）0565-71-3001

（F A X）0565-71-3000

（E-mail）junkan@city.toyota.aichi.jp



マスコットキャラクター「リサ」

リサイクル促進のため、平成 5 年 10 月に全国統一キャンペーンマークを参考にマスコットキャラクターを製作。その愛称を市民から公募した。

1,886 名中 178 名から応募のあった「リサ」と命名。命名者 宮島よしえさん。

「リサ」を主人公としたビデオも製作した。